

平成31年第1回那須烏山市議会3月定例会（第2日）

平成31年2月27日（水）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時46分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	7番	矢板清枝
8番	滝口貴史	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	久保居光一郎
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

6番 村上進一

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	滝田勝幸
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	水上和明
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	稲葉節子
こども課長	神野久志
農政課長	菊池義夫
商工観光課長	小原沢一幸
環境課長	小林貞大

都市建設課長
上下水道課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化振興課長

小田倉 浩
佐藤 光明
岩附 利克
柳田 啓之
糸井 美智子

◎事務局職員出席者

事務局長
書記
書記

大谷 啓夫
藤野 雅広
藤田 真弓

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（沼田邦彦） 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様方には早朝よりお集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

ただいま出席している議員は16名です。6番村上進一議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

ここで、昨日の本会議において答弁漏れがございましたので、追加答弁があります。

神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 昨日の議案第24号那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について答弁漏れがございましたので、補足いたします。

まず1点目なのですが、13番久保居議員から御質問をいただいた放課後児童指導員の人数についてですが、昨日申し上げましたとおり全体では現在30人が従事しております、そのうち県の研修を受講して放課後児童支援員の資格を有している方が18名、資格は有していませんけれども、補助員という形で従事されている方が12名で、以上30名となります。

2点目は17番平塚議員の御質問の研修期間で数日間とお答えしたことについて補足いたしますが、基本的には合計で4日間ということで、基本研修が2日間、専門研修が2日間ということで実施されておりますが、今年度実際に研修を県のほうで行った状況では会場等の都合で最短ですと4日間だったのですが、最長は8日間という開催もあったようです。

3点目で、4番荒井議員の御質問の放課後児童クラブにおける指導員の配置基準についてお答えいたしますが、国のほうの基準で1学童当たり2人以上を配置しなさいというものがありまして、これに基づきまして現在市では25人までのところは2人。26人以上のところは3人ということで、現在8つの学童がございますが、それぞれの利用児童数に応じて2人もしくは3人ということで配置しております。このうち2人とか、3人のうちの1人は先ほど御説明いたしました放課後児童支援員の方を配置しております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 昨日の中山議員の答弁に対しまして答弁漏れがございましたので、お答えをいたします。

浄化槽の設置基数でございます。平成30年の4月1日現在の数字でございます。一般住宅におきまして、合併浄化槽の設置基数が2,505基。単独浄化槽が3,258基、合計で5,763基でございます。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて75分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の75分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき、15番中山五男議員の発言を許します。

15番中山議員。

〔15番 中山五男 登壇〕

○15番（中山五男） 議場内の皆さん、おはようございます。

傍聴席には市政に関心のある大勢の方々に出席をいただいておりますが、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

本日の質問順番は本来なら村上議員から始める予定でしたが、残念ながら病気欠席になりましたので、急遽、私が第1番目の質問を務めることになりましたので、どうぞよろしくお断りを申し上げたいと思います。

間もなく平成の時代が終わろうとしておりますが、本日は平成最後の一般質問の機会を迎えております。この平成を振り返りますと、国内では紛争もなく穏やかでありましたが、自然災害が多発する時代であったと思っております。そのような中で本市では合併という歴史的な大きな転機を迎えましたが、それでも人口減少と財政難は限りなく続くものと存じますので、それら諸問題を深く認識しながら議会活動には、なお一層の努力が必要であると強く思っているところであります。

さて、本日の一般質問では既に通告のとおり、6項目の中から9点につき御答弁をいただきたく存じます。6項目の中では、まず農産物直売所の食の安全について。次に環太平洋連携協定による本市への影響について。森林税の事業効果について。武道館周辺と旧武道館解体の件、最後に本市の歴史文化に関する教育についてお断いをしたく存じます。

市長、教育長の御両名には誠意ある御答弁を期待いたしまして、この後質問席から1項ごと質問させていただきます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） それでは早速1項目目から質問させていただきます。まず1項目目。農産物直売所、販売品の安全確保についてお断いをいたします。県内で生産されているイチゴ

から、残留基準の10倍に当たる農薬が検出された問題は、県内イチゴ生産農家にとどまらず県民には大きな驚きであります。

早速、県内JA管内全てのイチゴ生産者の農薬使用歴等を確認したところ、適正な使用が認められ、残留農薬検査の結果も基準値を超えているものはなかったとの報道に安堵しているところであります。

農協へ出荷する農産物等につきましては、食の安全を確保するため、全出荷者が使用した農薬、肥料等につき、生産履歴等の記録が義務づけられているはずであります。それにもかかわらず、過去に、イチゴに限って言えば平成19年に鹿沼市で、平成27年に真岡市で、そして今回の壬生町で3度目の問題発生になります。

本県のイチゴ生産量は50年連続で全国一を誇っておりますことから、福田知事はいちご王国を掲げ、海外にまで販路を拡大しておるところでありますから、万全を期すべきところであります。

そこで私は常日ごろから不安を抱いているのが、市内農産物直売所が販売する農産物等の安全性であります。過日の新聞によりますと、消費者は新鮮で安心安全な野菜や特産品などを求めていることから、農産物直売所の利用者数は右肩上がりに増加し、売上金が154億円に達したとのことであります。すると、県民消費者200万人で売上高154億円を単純に割り出しますと、農産物直売所での購入額はなんと1人当たり8,000円になります。

そこで伺います。市内には共同で運営する農産物直売所に加え、個人が無人で販売する小規模な販売施設も見受けられますが、これらの出荷品全てに生産履歴等を義務づけておられるのでしょうか。そして残留農薬等、食の安全について、公共機関のうちいずれの部署が確認をされ、保証されているのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 農産物直売所の販売品の安全性についてお答えいたします。

JAしもつけ管内で生産されたイチゴから残留基準値を超える農薬が検出された問題は、議員がおっしゃったように50年連続で全国1位の生産量を誇る本県において、信頼を揺るがす大きな問題であります。

市内の農産物直売所で販売される農産物につきましては、JA等を通して検査を受けた物と生産者みずからの管理において販売している物がございしますが、県等の指導により農作物の生産履歴の記帳がされていることや季節作物などは適時検査を実施していることから、安全性については問題ないものと判断しております。

また、市では、これまでも生産者に対して農薬適正使用の研修会や講習会等の開催、パンフレット等の配布により、啓発指導を行ってきたところでもあります。

今回の問題を受けて、県ではイチゴ以外の農作物も含め生産者を対象に農薬の適正使用の徹底を図っております。今後県内各地域の農作物直売所を対象とした巡回指導や調査を実施していく予定であります。

市におきましても、農薬の使用基準の厳守と農薬の飛散防止等についてチラシを配布するなど関係機関と連携しながら指導徹底を図ってまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 市長の御答弁をいただきまして、一応安心をいたしました。農協とか、県、市でも確認しているとのことではありますが、どうぞ今後も生産者の指導、徹底が続けられますよう御期待を申し上げます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

2項目目の質問、環太平洋連携協定いわゆるTPPによる本市への影響とその対策についてこの中の2点ほど質問を申し上げます。

まず1点目。協定が本市に及ぼす影響についてお伺いをいたします。

米国を除く11カ国が参加するTPP協定が昨年12月30日に発効し、それに続き日本と欧州連合の経済連携協定いわゆるEPAも去る2月1日に発効したことから、既に日本経済に影響があらわれ始めていることは市長も御存知のとおりであります。

この2つの協定内容からすると、日本がこれまで外国からの輸入品へ課税していた関税が即時撤廃される品目と段階的に引き下げられる農畜産物がありますが、消費者には海外の農畜産物や服飾品、衣類等の値下がりが期待できることから歓迎されるものと存じます。

さらに、TPP等協定発効は日本の輸出産業である自動車などの工業品の関税率が引き下げられることから、販売拡大のチャンスであり、追い風になるはずであります。

しかしながら、関税の引き下げは牛肉や豚肉を中心に安い農産物の流入により、国内農業には国際競争に直面することから、大きな打撃になるものと存じます。

そこで、環太平洋連携協定による自由貿易により、本市の農畜産業及び商工業、一般消費者等に対し、いかなる影響を及ぼす恐れがあるのかお伺いをいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） TPPの本市への影響についてお答えいたします。

TPPはアジア太平洋地域での貿易や投資の自由化を進めるための多国間経済協定であり、幅広い分野でルール共有化を目指すものであります。

TPPの影響につきましては、昨年度県が公表した試算によりますと、県全体として約1,240億円の経済効果が見込まれるとのことあります。

特に商工業分野については、海外との商取引で大きな障害となっている関税が縮小、撤廃されることで、輸出関連企業を中心に大幅なプラスが見込まれています。

一方で農業分野においては、県内の農業生産額が最大で32億3,000万円減少すると見込まれているほか、安価な輸入品との競争により国内産の価格下落や食品の安全性などさまざまな問題も懸念されております。

本市におきましても、県の試算に基づき、商工分野についてはプラス、農業分野についてはマイナスの影響があるものと予想しております。

また、一般消費者については、海外から入ってくる安価な食品や商品、さらには付加価値の高い農産物等を購入できるなどのメリットがあることと考えております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 御答弁を一通りいただきました。

私の質問の趣旨は、一番肝心な農畜産業に対するマイナス面はいかほどかということです。具体的にどれほどの影響があるのか、およその額です。それと商工業者、これは市内にも輸出産業にかかわる商工業関係がありますから、それらの企業に対してはどの程度のメリットがあるのか。それと、消費者は安価な商品からどの程度の恩恵が受けられるのか、それらについての具体的な数値的なものは試算されていないのでしょうか。もしありましたら御答弁をいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今、中山議員の御質問でございますTPP関連の農畜産業における影響ということで、私どもも市の影響がどのくらいの額かということで試算をしてみました。これはおおよそでございます。県の試算に倣ってやってみましたところ、やはり、牛肉、豚肉、乳製品これは非常に大きな影響を受けるということで、主に小麦、大麦、牛肉、豚肉、牛乳、鶏卵で試算しまして、約2億2,600万円から5億3,400万円ぐらいの幅がありますが、影響があるのではないかと試算をいたしました。あくまでもこれは内部の試算でございますので、参考までということでよろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 私のほうから商工業に関するメリット等について御説明したいと思います。業種や経営規模によって異なると思われませんが、製造業としては大きなメリットがあるところになってきます。特に自動車関連産業に関しては大きなメリットとなることが予想されています。

経済効果の比較なのですけれども、特に商工業に限ったものではありませんが、県のほうで出している1,240億円は国の資産を県民経済計算の割合で算出したものになりまして、そ

れを県内の市町村民経済計算の割合で割り返してみますと、那須烏山市につきましては、TPPで約11億円の経済拡大効果があると推定できます。日EU・EPAに関しては、約7億円の拡大効果が見込まれる推計が出てきます。

以上であります。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 御答弁をいただきました。農産物への影響は2億円から5億円ぐらいのマイナスになるだろう、しかし商工業関係ではTPPだけでも11億円ほど売上が伸びるだろうとなりますと、那須烏山市全体としてはTPP協定については恩恵を受ける部分が多いのかなと理解をいたしましたので次の質問に移らせていただきます。

2項目目であります。それでは、安価な輸入品に対抗するための支援策についてお伺いをしたいと思います。

県ではTPP対策本部長に福田知事みずからが就きまして、本県農業にどれほどの影響が及ぶものか試算したところ、牛肉、豚肉、乳製品、麦等で販売額が約32億円減少するであろうと新聞報道されております。さらに欧州との経済連携協定でも21億円の減少を見込んでおります。

一方、本県全体へのプラスに働く経済効果は、輸出拡大や民間消費の増加により、TPPで1,240億円、欧州EPAでは827億円ほど本県経済効果を押し上げるだろうとされております。以上、減少と増加の試算数値を差し引けば、2,000億円を超える経済効果をもたらすであろうとしておりますが、農業経営側には逆風であります。

そこで、県は今回の貿易自由化により直接影響を受ける農業の経営強化対策費等を、平成30年度予算の中に78億3,000万円。平成31年度予算の中でも3,300万円を超える事業費を計上すると新聞報道されております。日本の食料自給率は40%以下であることからして、国産食料の安定供給は重要であります。その観点からしても農業のみに犠牲を払わせることは許されるものではないと存じます。

そこでお伺いをいたします。環太平洋連携協定による安価な輸入品に対抗するための支援を国や県のみ任せに任せてよいものでしょうか。市は競争力強化や海外輸出の展開等の支援にいかなる方策をお持ちかお伺いをいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 安価な輸入品に対抗する市の支援策についてお答えいたします。

まず、農業分野につきましては、TPPによる影響が最小限となるような対策を講じる必要があります。現在の農業情勢を見ますと、小規模農家の割合が多く、また、農業従事者の高齢化も進んでいることから、TPPの影響により競争力が低い小規模農家の離農が進み、さらに

食料自給率の低下を招くことが懸念されております。

このように、農業を取り巻く環境は厳しさをましておりますので、市としましては、県や関係機関と連携しながら、地域に根ざす農業者の育成や農産物の生産性の向上、ブランド化など競争力の強化につながる施策の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

また、現在、栃木県市長会を通じてT P P対策事業の充実・強化について県へ要望しているところであります。

次に、商工業分野につきましては、T P Pの影響により販路拡大等の好機であります。現在、市では販路拡大を目指し国内外に積極的に製品・商品をアピールするような企業に対する支援策として、市外出店イベント参加経費支援事業補助金があります。

例年、5件前後の補助実績がありますが、その中には中国やシンガポール、イタリア、台湾など海外へのイベント参加に対する補助実績も含まれております。

また、製品や商品そのものの競争力を高めようとする企業に対する支援策として中小企業競争力強化支援事業補助金があります。この事業によりI S O認証取得や特許権・商標権取得願への補助を行っております。

市としましては、商工業分野に対する支援策として、引き続きこれらの補助制度を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 市長、私の質問はT P Pが農業経営者に逆風になるのではないかと、ならばこの安価な輸入品に対抗するために市の支援策は具体的にどのような事業を展開するのかとそのような質問でありました。

その答弁では農業者の育成とか生産性の向上等に取り組むとありますが、これは担当課長に答弁を求めたいのですが、平成31年度予算の中でそれらの施策は具体的に盛り込まれているのでしょうか。1点お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 平成31年度の事業に反映しているかという御質問でございます。市長の答弁にもありましたように、1つ目には地域に根ざす農業者の育成ということで、当然新規就農者の支援は継続的に盛り込んでございます。それが1点。

あわせて、集落営農組織、それから法人への誘導、これらも補助事業も活用しながら盛り込んでございます。

2つ目の農産物の生産性の向上ということで市長の答弁があったかと思いますが、これについては、やはり安全安心な生産、農産物を推進するという観点と、それから消費者から支持を得て消費者に買っていただける農産物という部分も行わなくてはいけませんから、この辺につ

いては農家と関係機関と連携をしながら取り組んでいきたいと。具体的な事業についてはまだ入っておりませんが、この辺については安全かつ低コストな生産、農産物づくりに取り組んでいきたいと思っております。

3つ目のブランド化でございますが、これについては特産物の認知度を向上させたいということで、平成31年度から新規事業でなすからブランド認証の支援を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） これは商工担当課長が答弁になるのでしょうか。商工業に対しては今回のTPPは追い風になるわけです。そこで、販路拡大を目指す企業等に対しては具体的な、要は、どのような支援をされているのか。これは実は平成29年度の行財政報告を見ますと、こういうものが載っておりました。一つは競争力強化支援対策事業として50万円を支出しております。これを利用した会社は1社だけであったという。それに市外出店のイベント参加、これに対しても26万4,000円ほど、これは5社が参加して利用しているようですが、これだけなのではないでしょうか。それと、具体的にこのような支出をして、何らかの効果が認められたのでしょうか、お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 中小企業に対する支援策としまして、まず、海外展開への支援としまして、市外出店イベント参加経費の支援事業の補助金制度がございます。これらによりまして、ここ数年市長答弁にもありましたように台湾、中国、イタリア等に商品紹介のほうに行った事業に対して支援しております。そういった意味で、海外への販路拡大に向けて動いている企業もあるというところになります。

もう一つ、中小企業競争力強化支援につきましては、こちらは特許ですとか、商標登録ですとか、そういったものに対する補助になっておりまして、特に海外向けの特許に関してもこちらは対象となっておりますので、今後そういった意味でもTPPに対応して海外向け特許の取得なんかも補助をしていけることとなりますので、今後またこれらについても効果があらわれてくるものだと考えております。

以上になります。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 両課長さんの御答弁で理解をいたしました。

私はもう1点をお伺いしたいのですが、今の支援策で市はそれぞれ商工関係、農業者関係に支出をしております。そこで1点、畜産系農家に限ってお伺いしたいのですが、市内で養豚と

か牛肉、乳業、畜産業こういったものにかかわる戸数が何戸あるのか。そして、その戸数関係、それらの方々がおよそ市税をいかほど収めているのか、その額についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 畜産経営農家の農家数でございますが、養豚農家につきましては、現在6戸。肉牛農家については32戸。乳用牛につきましては、25戸。採卵鶏については13戸ということでございます。

およその市税の納入額ということで、税務課長にもちょっとアドバイスをいただいて本当におおよそでございますが、固定資産税については約2,000万円、法人税については約700万円ほど納入をいただいております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） ただいまの菊池課長の答弁によりますと、畜産関係でもって2,700万円ほどの税金を収めていただいていると。それだけの税収もあるわけですから、それに見合った政策もぜひ今後市長は続けるべきではないかと思っております。

それでは次の質問に入らせていただきます。

とちぎの元気な森づくり県民税及び森林環境譲与税の使途と事業効果についてこの中から2点ほど質問いたします。

実はこの質問につきましては、12月定例会の中で同僚の平塚議員からも質問されているところですが、私はまた別な角度から質問をしたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

まず1点目。とちぎの元気な森づくり県民税について伺います。

荒廃している県内の森林をいかにして再生するか。県はその森林整備のための財源に新税を投入し、課税を始めたのが今から11年前の平成20年度であります。税率は個人均等割700円、法人税は均等割額の7%相当額をそれぞれ10年間にわたり課税することとしましたが、その課税期間は延長され現在も続いているところであります。

そこで那須烏山市では、個人法人をあわせてこれまでにいかほど県に納入してきたか。私が概算額を算出したところ、年額およそ1,190万円でありますから、過去11年間には約1億3,100万円を超える税金を県に納入したことになります。これほどの税金を県に収めていることでもありますから、その税が有効に使用されているか否かを検証し、県や市は納税者宛てに周知させるべきと存じます。

この税金は地方税法に定めのない法定外目的税でありますから、税収は全てその目的達成の

ために使用されなければなりません。本市の森林面積は市の総面積の37%に相当する8,130ヘクタールを有しながら、そのほとんどが手入れされることなく放置状態にあるものと存じます。

そこでとちぎの元気な森づくり県民税がここ11年間に、県からこれまでにいかほど交付されたか、決算書から私が集計したところ、1億9,640万円で、その用途は里山整備や不要木の除去、農地を野生鳥獣から守るための緩衝帯としての刈り払い等が主であり、一部は武道館内の整備に使用されましたが、その支出総額を合わせまして1億9,835万7,000円があります。

そこでお伺いをいたします。本市納税者が県に1億3,100万円を収め、県から市へ1億9,600万円を交付。それを財源に市の事業支出額は本年度予算を含め1億9,800万円に上りますが、この事業実績のほとんどが目に見えないものと存じます。真に2億円の事業効果が上がり納税者が納得するような事業が現在も継続されているのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） とちぎの元気な森づくり県民税の効果についてお答えいたします。

本市では、平成20年度から、とちぎの元気な森づくり県民税を活用し、地域で育み未来につなぐ、通学路等の安全安心や野生獣被害軽減を目的として、里山林整備及び里山林管理事業に取り組んでまいりました。

これまでの取り組み内容につきましては、平成29年度までの10年間で、烏山地区においては大木須地区など、南那須地区においては、荒川小学校付近など、合計で市内55カ所、約287ヘクタールの里山林を整備いたしました。

その結果、不要木の除去や、やぶの刈り払いなどの里山林整備が進み、野生獣の被害軽減や通学路沿いの安全確保など、環境整備の面でも大いに効果が上がっていると思います。

県においては、森林の現状を踏まえさまざまな課題に対応するため、今年度から10年間の事業期間延長を行い、森林の若返りなどに取り組むとしております。

今後私たちの大切な森林を次世代へ引き継ぐためにも、県民税を活用した事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、事業の実績等につきましては、市のホームページ等を活用し、広く市民の皆様にお知らせできるよう検討してまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） これは担当課長の答弁になるかと思いますが、私は平成20年度からことしの予算額までの、予算額・決算額を、決算書、行財政報告書から集計をしているので

すが、まずは県から市への交付額。これが1,000万円を切ることもありますが、平成30年度、ことしですね、1,059万5,000円。多いときで約3,000万円と相当のばらつきがあります。なぜこれほどのばらつきがあるのか、私が県のほうに問い合わせたところ、県から市への交付基準というのは市の要望によって交付しているというのですが、少ない年度は余り積極的な要望をしなかったと、そうみなしてよろしいのかをお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 県からの交付額のばらつきでございますけれども、県民税の事業は5カ年の事業で行っております。1年目が市長の答弁にもございましたが、整備事業ということで、2年目以降が管理事業ということになります。そうしますと、交付基準単価もこれはおおよそですが、1年目の整備については1ヘクタール26万円目安です。2年目以降の4年間は1ヘクタール5万円と、当然5カ年継続で事業をできますが、交付単価基準が違うということではばらつきが出てくるのかなと思います。

当然、箇所数も、5カ年終われば次の年はございません。また、新規が出れば整備という形になりますので、その辺の箇所数も多いときで平成27年度のときに11カ所、これは整備が11カ所、管理が23カ所というような部分で差が出ております。そういった観点から第1期対策と言っています、平成20年度から平成29年度までの県民税の事業については以上のような実績でございます。基本的には市民からの、集落からの要望ということで市のほうに要望をして交付いただいているのが実情でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 私は森林整備については、どこの山を見ても荒れ放題ですから、これは限りなく続くのではないかと思います。ですから、その実情をよくよく検討されまして、先ほど言ったように毎年市民が1,200万円もの税金を収めているわけですから、これは県に交付要求をし、申請をし、有効に使用していただきたいと思います。

もう1点お伺いしたいと思います。

これまでの事業実績を見ますと、不要木の除去とか、農地を野生の鳥獣から守るための刈り払い等を実施しているそうですが、それにおよそ2億円を投じたわけです。その費用対効果が上がったのかどうか、具体的にはそのようなことの評価をしておりますか。特に、農地沿いの刈り払い。これは、鳥獣等を防ごうとしても、刈り払っても次の年度には草木類がさらにまた生い茂りますから一時しのぎに過ぎないのではないかと私は思っております。これは単に事業費を消化するだけの事業に終わらず、有効な方法で使用してもらいたいと思うわけなのですが、この辺のところはいかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） これまでの10年間で市内55カ所の整備をいたしました。やはり事務局としても、地元の団体が整備後も管理ができるような管理体制の育成もしなくてはならないと思っています。そういう中で55カ所のうち、地元団体がやっていたのが今のところ5カ所しかございません。それ以外はやはり、先ほどの交付目的であります野生獣の軽減だとか、子供たちの安全安心のための通学路周辺の伐採等、こういった部分についてはどうしてもそのときで終わってしまいますので、その後の管理についても市のほうでも、これから質問がございます森林環境税ともうまく整合性を合わせながら整備していければという、今、構想でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） とにかく目に見えるような、納税者が納得するような事業を展開していただきたいと思っております。

ではもう1点の森林環境譲与税の用途と期待される効果についてお伺いをしたいと思います。

森林環境税と称する新たな国税が、今から5年後の2024年度から個人住民税に年額1,000円上乗せられ徴収されることは市長も御存知のとおりであります。

課税目的は森林整備などに必要な財源を確保するためとするもので、具体的な用途は管理が行き届かない森林の間伐や整備事業に加えまして、林業事業への新規就業者の定着に要する事業費等のようであります。

そうすると、県が既に徴収している森づくり県民税の課税目的や用途に類似することから、国税、県税2つの森林税が個人住民税均等割に上乗せ徴収される納税者には理解し難いものと存じます。このところをいかに説明し納得させた上で納税させるか、これは徴収を負わされる市の担当職員には説明責任があり、課題が残るものと思っております。

その森林環境税の賦課徴収に先駆けまして、2019年度すなわち平成31年度から森林環境譲与税として県を初め全市町村へ交付されることが新聞報道されております。

交付金の配分基準は、市と町ごとの私有林のうち、人工林の面積、管内の人口、林業就業者数に応じ按分されるとしまして、本市への配分見込額は2019年度～2021年度の3カ年は毎年600万円。2022年度～2032年度の間は段階的に増額をしまして、2033年度からは1,900万円を交付されるところであります。

そこで伺います。森林環境税は2024年度から課税が始まりますと、本市民の納税者数はおよそ1万3,500人で納税額は年額1,350万円に上るものと存じます。その納税額に対し、平成31年度譲与税交付金は600万円から始まりまして段階的に増額されるところです。本市ではその交付金をもって、荒廃しつつある市内森林の整備を積極的に推進するものと

存じますが、いかに活用し、その効果を上げようとされているのか、市は納税者に対し説明責任があるものと存じますから、森林整備に関する長期的計画についてもお伺いをいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 森林環境譲与税の活用策についてお答えいたします。森林環境譲与税の事業内容につきましては、基本的に杉やヒノキなど人工林が対象となり、森林所有者がみずから管理できない森林や自然的条件などで林業経営に適さない森林、いわゆる手がつけられない森林などが整備の対象となります。

本市における事業計画としましては、現在県の説明会や担当者間の打合せなど検討を重ねている段階であります。今後は譲与税を受け入れるための基金条例の制定や森林所有者の意向調査など準備作業等を行うとともに、新たに構築する森林管理システムを活用しながら森林の現状や要整備箇所等を把握した上で具体的な事業計画を策定してまいりたいと考えております。

また、市では森林関連施策の方向性や森林所有者が行う伐採などの森林施業に関する方針を定めた森林整備計画を平成28年度に策定しております。今後は森林環境譲与税事業等に有効に活用しながら適正な森林整備に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 森林整備にはなかなか納税者が理解しがたいところがあると思いますので、この事業実施に当たっては計画書を策定しまして、有効な森林整備を進めるよう希望してこの項目は終わります。

4項目目の質問を申し上げます。武道館の周辺整備について、この中から2点ほど質問を申し上げます。

まず武道館建設以前にありました公園、公衆トイレ、遊具の復元についてお伺いをいたします。那須烏山市役所南那須庁舎前の公園は、昭和51年7月南那須町新庁舎完成に合わせて設置されたもので、以来約40年の長きにわたり住民の憩いの場として親しまれ心を和ませていたところでもあります。

さらに、年末ともなりますと、色とりどりのイルミネーションが公園いっぱい飾られまして、それがおとぎの国へ誘ってくれましたから、寒いながらも市の内外から多くの家族連れなどが訪れまして真冬の一時を楽しんでいた当時を懐かしく思い起こしているところでもあります。

ところが、新武道館建設位置が二転三転する中で、公園等は全て影も形もなくなってしまったところでもあります。武道館を元公園のど真ん中に建てたことから、仮移植してある樹木をどの位置に戻そうとしておられるのでしょうか。元公園内にあった樹木類は、旧荒川小学校校舎付近に植栽されていた歴史と思い出のある記念すべき大切な樹木に加えまして、当時市民から

送られた貴重な価値ある樹木などでありますから、それらをぜひ武道館周辺に戻しまして公園も小さいながらも復元すべきと存じますが市長はいかがお考えでしょうか。

次に、公園内に設置されていた公衆トイレの復元について、前回の答弁では財政事情と利用頻度を調査した上で判断するとのことでありましたが、その後調査されたのでしょうか。そして、いかなる判断をくだされているかお伺いします。

さらに1点。遊具の復元についてであります。荒川小学校の児童が募った寄付金をもとに図書館前に既に設置したことから、南那須庁舎付近は復元するつもりはないと結論づけておられるのでしょうか。

以上、元公園内の樹木、公衆トイレ、遊具の復元についてお伺いをいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 武道館の周辺整備についてお答えいたします。市民公園の復元につきましては、武道館建設当初において駐車場内での設置を検討しておりましたが、武道館の玄関が道路と近接しており、利用者の安全確保が困難であることや、駐車場が確保できないなどの課題があることから、市民公園を復元することが不可能となりました。元の市民公園に植樹してありました樹木につきましては、現在緑地運動公園内に移植しており、時期を見て、武道館玄関前の緑地部分に戻したいと考えております。その際には限られた面積であり、樹木の選定が必要になることから、造園業者等と検討してまいりたいと思っております。

次に公衆トイレにつきましては、平成29年度に設計を行いました。武道館は体育施設の位置づけだけではなく、有事の際の避難所としても役割があることから、トイレにつきましても災害用トイレとして設計をいたしました。整備の実施時期につきましては、財政状況を勘案して整備をしたいと考えております。

次に、遊具につきましては、市民公園整備当初はブランコや滑り台など遊具がありましたが、武道館前の緑地部分に遊具を設置するためのスペースが十分に確保できないことから、遊具等を整備する考えはございませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

今の図書館のほうに整備したので、遊具のほうは画一したいなと思っております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 市長御存知のとおり、那須烏山市は合併と同時に市の木をケヤキ、市の花をコブシに制定してあります。その双方が元公園内にそびえ立っていたものをあえなく伐採してしまったわけであります。庁舎敷地内に市の象徴としたケヤキ、コブシを伐採したままでよいのでしょうか。市長の考えをお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 大変申し訳ないことをしたと思っております。ですが、伐採してしま

ったものを取り戻すことはなかなか難しいので、今度何かの機会に育樹祭や植樹をしていくような場を見つけられたらいいなと思っております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 私は特別樹木類に愛着を感じているから言うのかどうかわかりませんが、植物の緑の四季それぞれのうつろいというのは非常に心を癒やしてくれます。特にこういった大きな建造物というのは威圧感がありますから、それらの周辺に樹木の植栽というのは非常に調和が取れて、すばらしい調和が取れて欠かせないものと思っております。

そのような感性を市執行部の皆さんはお持ちではないのでしょうか。その辺のところはまた大変残念に思っております。

次、時間もありませんので、公衆トイレについてお伺いをしたいのですが、公衆トイレは諸々の事情からして、仮にこれを設置しないとしますと、平成28年度に既に支出をしています公衆トイレの設計委託料88万5,600円は無駄金になるのではないのでしょうか。余りにも無計画ではなかったかと思えます。その設計委託料88万5,600円の支出を誰が責任を負うのかお伺いをいたします。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいまの御質問について答弁をいたします。誰に責任があるかというお話でございますが、決裁をした私だと思っております。

ただ先ほどの答弁の中にもありましたとおり、トイレが公衆トイレというだけではなくて、避難所としての機能を武道館に備えていることから、防災倉庫等も含めて、また有事の際、避難所となったときにはトイレ増設ということもありますので、そういうことを念頭に置いて、仮設のトイレを設置できるように、トイレから浄化槽に行くまでの間に、簡易用のトイレをマンホールを開けましてその上に置けばすぐトイレにできるという設計等も必要ございましたので、場所等の選定及び大体それを建築するのに幾らぐらいかかるかということもありましたので、設計をしたわけでございます。現在のところ、財政的にちょっときつい面もありまして、今設置を見合わせているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 設置を見合わせているが、今すぐには設置をしない、とにかく設計委託料88万5,600円もかけて既に完成をしているわけですから、ぜひこれは無駄金にならないようにすべきと思っております。

もう1点、遊具の件なのですが、寄付金を募った荒川小学校の子供たちの寄付金をもとに遊具を図書館付近に設置した。これは事前に話はされたのでしょうか。これは教育長のほうが担

当かかもしれません。それで、荒川小学校の子供たちは、元公園内に復元すると自分たちも遊べますから、ここに復元することを望んでいたのではないかと思います。その辺のところを確認されているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 大本からお話しますと、荒川小学校の校長と当時の担任から遊具を公園内に設置してほしいと。その時の場所についてはもう工事が始まっておりましたので、下の図書館の駐車場のところというように話を進めております。一応市のほうとしては、お話があったからすぐ遊具はできないのだから、あなた方も何らかの行動を起こして募金活動か何かをしたらよろしいんじゃないですかというようなサジェスションをして、現在のような形になってございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） ぜひ、寄附金を募った子供たちの心を無下にしないように御配慮いただきたいと思います。

それでは、もう1点武道館についてお伺いをします。公園を廃止してそこに武道館を建設したことを、川俣市長はいかに評価されておられるかお伺いしたく存じます。

武道館建設費用を当時の執行部が議会に説明した際に、建設費用は旧南那須町勤労者体育館の解体移転補償費3億3,800万円ほどを合併前から市に積み立てているので、その範囲内でつくりたいと申ししておりました。

建物本体はほぼその範囲内で収まったものの、敷地造成や外構工事等に多額の費用が加算されたことから、今回の補正を含め現時点で5億5,000万円に達しております。すると、はじめの説明からでは2億1,000万円ほど超過しているわけでありまして。さらに武道館に今後支出が予定される費用は、旧南那須武道館解体費であります。現在この武道館については、県産材を使用したことで4,800万円ほど県補助金があったとはいえ、当初の建設見積もりが余りにもずさんであったとしか言いようがありません。

そこで伺います。武道館建設に約5億5,000万円を要した上、貴重な市民公園を失った損失にははかり知れないものがあると思いますが、それらを総合的に勘案した上で、今回の武道館建設をいかに評価されておられるか、川俣市長の考えをお伺いします。すなわち、私が聞きたいのはこの武道館建設が成功か失敗か、またはやむを得ない事業であったと認められるのか、その判断であります。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 武道館の評価についてお答えいたします。武道館につきましては、現

在定期利用としまして、剣道、柔道、空手道のスポーツ少年団と3B体操の団体が利用しております。日曜日を除き毎日御利用いただいております。

また、定期利用以外では、各競技における市内規模の大会を初め、県内規模の大会を開催しており、平成29年度は1万1,008人に武道館を利用していただきました。この利用者数は旧南那須武道館が閉鎖される前年である平成22年度の1万1,699人に次ぐ利用者数であり、武道館の利用状況につきましては、人口減少の社会背景等を勘案すればおおむね良好であると判断しております。しかしながら市民等から御要望をいただいております多目的での利用に関しましては、検討の余地があると考えております。

成功かどうかにつきましては、なくなったものをつくるのは市としては当たり前のことだと思います。ましてや子供の成長に必要なものをつくったと私は思っております。

ただ、確かに私自身も議員のときだったので、二転三転する場所、設計、それは何をやっているんだと思いました。ですが、これはより良いものをつくるために皆さんが努力した結果だと思います。これを未来に向けて進んでいくように努力するのが私どもの仕事であり、皆さん議員のアイデアだと思います。批判するだけではなく、やはり今後どうやって活用するかをお互い知恵を出し合っていきたいと思っております。公園に関しましても、図書館の前に公園があることを利用することで違った意味の公園ができるのではないかという、ぜひとも樹木を大切に思う中山議員からアイデアをいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） この武道館については前大谷市長がずっと計画をしてほぼ終わった時点で川俣市長に引き継いだわけですが、川俣市長はどのような判断をしていますかとそこを私はお聞きしたいことで、今の考えはわかりました。私は、失敗だと思っておりますが、これはそれぞれの判断基準が違いますから。これは私の意見として申し上げました。

もう1点お伺いします。旧野上小学校を保育園と公民館に改修することについて、当時の議員全員協議会の説明の際私が工事費はいかほど要するのかと質問したところ、約4,000万円ほどかかりますと答弁されました。

ところが実際設計に入ると耐震構造にする必要があるとか、2階に登る外づけ階段が必要になるなどとしたことから事業費は2億4,600万円を要しております。4,000万円の事業費見積もりが2億円追加され、2億4,600万円であります。すなわち2億円の超過であります。当時市長は深くお詫びしたいと謝罪をしましたが、このようなずさんな計画が今回の武道館でも起こってしまったのではないかと私は残念に思っております。以後、執行部が議会に説明する際は入念な調査の上、責任ある見積もりを提出するよう強く求めます。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） もちろんのことだと思います。こういうことが起こらないよう努力したいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） では、旧南那須武道館の解体と敷地返還についてお伺いをいたします。このことにつきましては、去る12月定例会一般質問の中で申し上げているところですが、具体的な答弁がなかったことから、その後の進捗状況を含めて再度お伺いするものであります。

御承知のとおり、旧南那須武道館は、東日本大震災により被災をしまして、復旧修理が不可能と判断したことから解体を決定していながら、震災以来8年間被災したままの姿をさらしているところであります。

この建物は借地上にあることから、無駄な借地料を支払い続けることなく、速やかに解体し、返還すべきではないかと私はこれまでに幾度となく申し上げてまいったところでありますが、遅々として進まず歯がゆい思いをしているところであります。

借地の中には武道館のほか、弓道場とつり橋アンカーの基礎の用地が含まれていますが、これらを合わせた借地面積はおよそ5,700平米、借地料は毎年116万8,000円ほど支払いを続けております。武道館同様被災した、いかんべ記念館やこぶしが丘温泉一帯の建物、給食センターは被災後速やかに解体をしまして借地は返還していながら、当武道館のみ何ゆえ解体処理できないのか。

そして平成29年度予算の中で解体設計委託料123万1,000円を執行済みでありながら、設計後の2年が過ぎていることから今では設計単価が変わるなどして再度積算のやり直しが必要ではないかと思っております。

以上のとおり、旧武道館の解体と借地返還がなにゆえ進展しないのか、理由と現在の進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 旧南那須武道館の解体と借地返還についてお答えいたします。初めに旧南那須武道館付近の借地の現状につきまして御説明申し上げます。

本市では昭和61年から地権者4名と賃貸借契約を締結しております。借地の利用用途につきましては、旧南那須武道館、南那須弓道場、南那須弓道場駐車場、大金つり橋アンカーの敷地として借地を利用しております。当該土地につきましては、洪水・土砂災害ハザードマップ上、48時間の総雨量741ミリメートルの場合、10メートルから20メートル未満の浸水想定区域内であり、災害時は早期の立ち退きが必要な区域でございます。

議員御存知のとおり、旧南那須武道館につきましては、震災の影響により使用を中止してお

りますが、その他の施設につきましては現在も市民等に御利用いただいております。

次に、借地の返還につきましては、旧南那須武道館と南那須弓道場を東西に2筆で土地があり、旧南那須武道館を解体し借地を返還する場合には南那須弓道場の敷地と分筆する必要があることからさらなる費用負担が想定されているので、旧南那須武道館と南那須弓道場は一体的に借地の返還を検討する必要があると考えております。

また、南那須弓道場駐車場につきましても、南那須弓道場の付帯設備であることから、同様に検討する必要があります。大金つり橋アンカー部分の敷地につきましては、大金つり橋が存在する限り継続して土地を借用することになります。今後につきましても、市の方針に基づき借地の返還を行うとして地権者との交渉を進めてまいります。現在の利用している施設等の借地につきましては、さらなる検討が必要と考えております。

私自身、議員のときに借地料がこれだけあるのかと質問して、返還できないか、買い上げできないかと質問してまいりましたので、なるべく速やかにしたいと思っておりますが、相手のあることなので、なかなか進むことができません。また、旧武道館の解体につきましては地権者との交渉が妥結でき次第、解体を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） ただいまの答弁では、いまだに解体できない理由について御答弁をいただきましたが、最近つくった市のハザードマップによりますと洪水時には10メートルから20メートル増水する、すると今の弓道場も危ない。だから場合によっては弓道場も合わせて解体移転したいんだとそのような考えがあるのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 今の御質問は弓道場のほうも解体して移転する計画があるかということですが、現在のところ、移転先がまだ決まっておきませんので、今回示されたハザードマップ等を参照にして、将来的には移転をしなくてはならないということで専門部、利用者のほうと協議を進めてまいりたいとは考えております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 弓道場は常駐しているわけではありませんし、増水時にわざわざそこに弓引きに来る人はありませんので、私はあれは解体移転する必要全くないと思います。弓道場は平成13年につくってまだまだ耐用年数内の建物ですから、そんなことは一切考える必要はないと思います。

とにかくまずは現在の旧武道館を解体をして、まず返還することで積極的に交渉を進めるべきではないかと思いますが、なぜこのところまでこの部分が進まないのか私には全く理解でき

ないところであります。

このハザードマップであの辺が10メートル、20メートルであっぴあっぴするといったら、それよりもあそこにある保育園のほうがもっともっと危ないのではないですか。あそこに100名近い子供たち、先生たち、指導員がいます。そのほうが危険にさらされますから、弓道場どころではないと思います。それは何か、このハザードマップを盾にして弓道場云々なんということは全く私は理解ができないことと思っております。とにかく、この解体移転については早急に進めるべきと思っております。

時間もありませんので、最後の質問に移らせていただきます。学校教育の中で本市の歴史文化に関する授業のあり方について教育長から御答弁をいただきたいと思っております。

本市内には、それぞれの地域の人々に願いを込められ、こんにちまで延々と伝え守られてきたお祭り、例えば約450年の伝統を受け継ぐ烏山の山あげ行事や、各地域に伝わる素朴で庶民的な民俗行事であります塙の天祭や獅子舞、梵天奉納などがあります。その他にも鎌倉時代から伝承された技法による和紙づくり。文化財の中には、国や市が指定した書画、仏像、建築物など127点。6世紀ごろ築造されたとする古墳7カ所など、こんにちまで保存管理されている貴重な歴史文化遺産が数多くあることは教育長御存知のとおりであります。

3年ほど前、市が市民向け意識調査を行った質問項目の中で、那須烏山市の誇れるものは何かの問いに、伝統ある祭りや文化を挙げたのが若い世代、10代から20代に最も多かったのに私は調査結果を見て驚きであります。

本市に生まれ育った者が、将来よその地に移り住んだとしまして、そこで那須烏山市の伝統ある歴史文化、例えば築城600年を迎えた烏山城や山あげ祭の由来などを語り伝える知識を備えているなら、誇りと自信を持って本市の存在を広く知らしめることができるはずであります。それを可能にするには学校教育の中で本市の歴史文化に関する授業が肝要と存じます。

そこでお伺いします。本市が昨年策定した第2次総合計画基本計画の中の学校教育の欄を開きますと、子供たちが郷土に対する愛着や誇りを持たせることや、本市に住みたくするような魅力がある学校教育の推進を掲げております。

それらを踏まえまして、小中学生のうちから本市の歴史文化について総合的な学習の時間などの中で学ばせるとするならば、本市を訪れる観光客に案内できるほどの知識を身に付けたガイド養成にもつながるものと存じます。

以上、本市の歴史文化に関する教育についていかがお考えか、教育長の御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、中山議員の御質問、本市の郷土教育についてということ

でお答えをいたします。

平成28年3月に策定いたしました那須烏山市教育振興ビジョン那須烏山市教育振興計画(Ⅱ期計画)になりますが、この中で開かれた学校づくりの推進を掲げまして、具体的な施策の展開としまして、地域とともに取り組む学校教育の推進を挙げてございます。地域の中核としての学校におきまして、児童生徒が地域を学び、地域を知り、地域に貢献し、地域を愛していく学びは、郷土に誇りを持った児童生徒を育成する上で不可欠でございます。

そうした教育方針の実践のもとに、本市におきましては地域の学習の教材、副読本を児童生徒全員に持たせて、各授業に折りに触れながら指導をさせていただいております。

本市では郷土教育の充実を図るべく、それ以外にも各校に予算を計上し実践してまいりました。年度末には、活動報告をいただきまして、活動の確認を行うとともに、どの学校におきましても、各地域の特色を知り、地域の方々とともに学び合う活動が行われております。学校の近くの文化財、または以前の遺跡、史跡等を地域の古老の方に説明していただく活動も各学校、各小中学校独自に地域の学習で実践をしております。

こうしたともに学び合う活動が総合的な学習の時間はもちろんでありますけれども、社会、理科その他の教科の中でも積極的に地域を知るための学習が行われ、学んだことを発表などをしております。

例えばであります、南那須中学校では、御存知のように那須烏山市ジオパーク構想の推進について総合的な学習の中で継続的に活動し、文部科学大臣賞を受賞したということはまだまだ記憶に新しいところでございます。そうした中で今後も皆様の意見をいただきながら、郷土教育の推進に尽力してまいりますので、ぜひ御支援をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(沼田邦彦) 15番中山議員。

○15番(中山五男) 一通りの教育長の考えの御答弁をいただきました。教育長、私は先ほども申したように那須烏山市にはさまざまな文化財、遺産があります。その中でも最も肝心なのは烏山城です。それと山あげ行事なのではないかと思うんです。この2つについてはぜひ子供たちが現地に行って見て勉強してもらいたい。そして、知識を身につけていただきたいと思っているんです。

私はこの間、中学生のグループ3つほどに聞いてみたんです。烏山城って知ってるかといって言ったら、あっ、烏山城についてはこないだおっきな旗が立ったから知ってるよ。じゃあ、現地行ったことあるかいと言ったら誰も行ったことなかったんです。現地に行ったこともない。やはり現地に行ってここが烏山城なんだよということ、これは見せること、行かせること、これによってやっぱり本当に身につくのではないかと思います。

それともう一つ、烏山の山あげ祭なのですが、これは遊びに行ったことはあるが、山あげの芝居を、あれは俺ほとんど見たこともないよって、ほとんどやっぱり小中学生には余り関心ないんです。ですから、これはちょうど夏休み期間中なのですが、学校行事の一つとして、これだけユネスコ無形文化遺産登録した偉大な資産なのですから、教育長これはぜひ各学校長に指示をして私は見学させるべきであると思います。このことについていかがお考えでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 議員のおっしゃること、まことにごもっともだと思いますので、校長会等で話を進めてまいりたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 今回は6項目につきましてその中から9点ほど質問を申し上げました。執行部の皆さんには非常に厳しい部分があったかもしれませんが、それは執行部の立場と我々議会議員の立場では全く違いますのでその辺のところはよく御理解といただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（沼田邦彦） 以上で、15番中山五男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を11時30分とします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時29分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき1番青木敏久議員の発言を許します。

1番青木議員。

〔1番 青木敏久 登壇〕

○1番（青木敏久） こんにちは。議席番号1番青木敏久でございます。議長のお許しが出ましたので質問をさせていただきます。傍聴席の皆様におかれましては、お忙しい中、議場にお運びいただきましてまことにありがとうございます。お礼申し上げます。平成最後の3月定例会におきまして、一般質問の機会を得ましたことをまことにありがたく存じます。二十四節気の雨水が過ぎまして水ぬるみ、草木の芽が出始めるころとなりました。春の足音が近づいてまいります。

世界に目を向けますと、学校に行きたくてたまらないのに行けない子供たちがたくさんおります。船を漕いだり、ボートに乗ったり、空中のロープをたぐったりして学校に行く子供もおります。かつて、スモーク・マウンテンでは、私の夢は大人になるまで生きることと言った

子供たちがおります。本日は教育振興を含めて4項目の質問をさせていただきます。

1、市政運営における対話について。2、子供の読書活動推進について。3、いじめ防止対策推進について。4、ディンプルアートを活用した地域振興について。

以上でございます。

質問席より御質問させていただきます。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） 先般、兵庫県明石市で市長が過激な発言の責任を取って辞任をいたしました。対話の欠如に起因するところも多々あるのではないのでしょうか。

翻って本市においては、市長は政治理念である対話を通して市民のための市民参加の市政を目指しております。対話は市民の期待の発露として重要な役割を果たします。しかし、異なる価値観のすり合せ、相互理解のためのコミュニケーションの手段であって目的ではないと考えます。市民の皆さんは市長との対話にどんな期待を寄せて望まれたのか、また、市長はこれまでの対話を踏まえ、さらにどのようなことを目的として進めていかれるのかお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市政運営における対話についてお答えいたします。

那須烏山市が直面する行政課題や刻々と変化する社会情勢を踏まえ、私自身が市政の先頭に立ってリーダーシップを発揮し、本市をどういう将来に導いていくのか、議員各位からの御指導御助言をいただきながら課題の克服に努めてまいりたいと考えております。

特に新年度は、施政方針でも述べさせていただきましたように3つの重点事業を実施したいと思っております。

1つ目は、市民の生命、財産を守るために正確な情報をしっかり伝え、関係機関と連携して着実に避難していただける従来の防災行政無線からの転換を図った新たな防災情報システムの構築でございます。

2つ目は、合併以来、未耐震のまま分庁方式により市政運営が行われている災害対策、災害復旧の司令塔となる行政庁舎の本庁方式への移行を図るための庁舎整備基本構想の策定でございます。

3つ目は多くの公共施設が更新の時期を迎えている中、真に必要な公共施設を選択し、施設の集約化、複合化、統廃合による公共施設の再配置を図るまちづくりグランドデザインの策定でございます。市民に本市の将来ビジョンを示したいと考えております。

その上で、市民に丁寧な説明を行いながら、合意形成を図って市政を前に進めてまいりたいと考えております。

何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） 昨日も施政方針の中で、オール那須烏山市体制で市政を前へ前へと進めていくとおっしゃいました。さまざまなコミュニケーションを持ちながら、市民の負託に応えられますよう、力強い言葉で市政を前進させていただきたくお願い申し上げます。

ことは亥年であります。亥年は猪突猛進とよく言われますが、猪突安心で一つよろしくお願ひ申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。子供の読書活動推進について質問をさせていただきます。

公益社団法人全国学校図書館協議会が全国の小中高校生を対象に実施している学校読書調査の第64回報告によると、1カ月に1冊も本を読まない不読率が高校生で55.8%になっている。高校生以降に極端に読書量が減少しております。

また、大学生協の第53回学生生活実態調査の概要報告によると、大学生の読書時間が減少しており、1日の読書時間が0分の割合は53.1%に上るとされています。読書が学びの基礎であることは衆目の一致するところですが、本自体もさまざまな形で入手が容易になりました。しかしながら、子供たちの読書離れ、読む力の弱さの指摘はあまねく危惧するところですが、特に高校生以降の読書離れ、不読者の増加は危機感を覚えます。国の第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画では高校生になり、読書の関心度合いが低下をしていることに対し、読書への関心を高める取り組みを低減しております。また、栃木県子どもの読書活動推進計画（第三期）においても、課題としてお薦め本の紹介等の働きかけを得ることにより、読書の楽しさを知るようになる可能性がある。さらに、漫画や雑誌を好む層についても、読書に、書物に親しむ習慣があることから、魅力的な本と出会うことによって、より質の高い読書に移行する可能性があるとしております。

そこで、御提案申し上げます。大人みずからが働きかけ、範を垂れることが重要であると考えます。門戸を開くということで、図書館専門員とは別に、市井の読書案内人として、仮称ですがブックコンシェルジュを任命してはいかがかと考えます。私たちは食物を取り入れることによって生命を維持し、活動や成長に必要な栄養分を補っております。では、精神面の食物は何でしょうか。こう考えましたときに、大人みずからが自分たちの経験や知見をもとにお薦め本、本当に読んでほしい本を紹介して心の食物を提供してはいかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、青木議員の子供の読書活動推進についてという御質問で、若干今の御質問の趣旨とややずれるところがあるかもしれませんが、まず学校教育の段階でお話をさせていただきたいと思っております。

議員の御質問にありますように、子供の読書離れやそれに伴う読解力や学力の低下等は、本市のみならず全国的な懸案事項であります。

本市では、乳幼児への情操教育を育むことや、読み聞かせによる親子触れ合いの機会を創出するため、4カ月児健康診査時におきまして絵本の無料配布を行うなどを実施しております。また、今のようなブックスタート事業を実施するとともに、図書館の利用向上を図るために近隣市町の図書館で、相互の住民が図書の貸出が可能となるよう協定を締結するといった取り組みを行っております。

また、現在、子供が生涯忘れられない本に出会える読書環境づくりを基本理念とする那須烏山市子ども読書活動推進計画〔第三期計画〕の策定を進めているところでございます。計画の基本目標といたしましては、乳幼児期における読書活動の拡大、児童生徒期における読書活動の定着、子供の読書活動の推進に関する環境の整備を掲げております。

議員の御質問にあります読書コンシェルジュ、ビブリオバトル等の活動につましても、高等学校での取り組みとして計画に定めており、生徒自身が読書の楽しさやすばらしさを伝えることができる読書活動として推進させるとしております。小中学校におきましても、各教室の後ろの棚の上に、先生がまたは子供たちが読みたい本を図書館から借りてきて特設教室図書館として設置して、子供たちが図書館に行かなくてもある程度の読書のとっかかりができるような取り組みをしております。

子供の主体的な読書活動を推進するためには、子供の読書活動の意義と重要性について、子供に直接かかわる大人はもとより広く市民の理解と関心を深める必要があると考えておします。これらにつきましては、普及啓発を図るほかに、市立図書館の施設や蔵書等の資料整備を行うなどして、子供の読書活動を推進する環境を整えてまいりますので御理解賜りますようお願い申し上げます。

議員からお話がありましたように、読書のとっかかりはやはり子供のうちから、そして家庭教育の中でそういった方向性が生まれなければなかなか育成、大人になってから本に親しむというのはなかなか難しい部分がございますので、そういった部分にいたしましては、こども課、それから生涯学習課、学校教育課、一緒に連携しながらそういった家庭での読書環境の充実ができるような方策も進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） ありがとうございます。今の教育長の話で子供からの読み聞かせ、家読関係で市の方で御努力いただいていることは十分承知しております。私が懸念しているのは冒頭で申し上げましたとおり、読み聞かせ等をやって子供たちがそういう環境をつくることは大変好ましいと思うのですが、高校生以降についてかなり読書離れが進んでいること。また、

不読者、多読者両極端に分かれていることは懸念しておる次第なのですが、高校の中でも読書コンシェルジュ、栃木県でも任命されていると思うのですが、那須烏山市市内においては任命されている生徒がいらっしゃるかどうか一つお答えいただけますでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 大変申し訳ございませんが実数把握はまだしてございません。済みません。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） そういたしますと、私が御提言申し上げました市政の立場から本好きまたいろいろな経験を踏まえて子供たちにこんな本を読んでほしい、こんな提言をするようなブックコンシェルジュ的な人材がいて、本が薦められたらいいのかなと、もっと読書をする機運が高まるのではないかなというような御提言を申し上げましたが、これについては教育長、どうお考えでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 今後の話になってしまいますけれども、各図書館の中にそういった方を任命できるような方策を考えていきたいと。ただ、それ以前にやはり各小中学校で、私のほうの担当といたしましては、学校の中での読書指導、それに対する校務分掌が学校の中の係の位置づけ等をはっきりさせて、より学校の中で読書活動が充実するような方向でまず進めてまいりたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） 今、もう少し市を巻き込んで、市政の立場から、例えばことし成人式が行われました。その中で恩師のビデオメッセージなんかがございます、色紙を書いたのを抽選で成人式を迎える方にプレゼントを実行委員会のほうでされたと思うんですが、私なんかは其中で例えば学校の先生が成人される教え子に読んでほしい本なんかをプレゼントされるのも一つの手かなと。そうやって本を贈ったりとかお薦めすることによって、そういった機運を醸成していくのが大切かなとそのように考えております。ぜひ、学校の中でというよりも、市を巻き込んで市政の知見や経験を踏まえたお薦め図書が薦められるように運ぶようにさらなる御検討をいただければありがたいと思います。

昨年の烏山中学校創立70周年記念講演で作家の喜多川泰さんは冒頭、比叡山の不滅の法灯をされ、挑戦とは続けることだとおっしゃいました。喜多川さんの著作に『書斎の鍵』がございます。その中で、こんなことを書いておられます。「一冊の本と出会うことで心が楽になることがあります。一冊の本と出会うことで前に進む勇気をもたらえることがあります。一冊の本と出会うことで未来が少しだけ明るく見えることがあります。人間の心が変われば世界はこう

も美しく見えるのかと驚くこともしばしばあります。これこそが一冊の本の力です」。

先ほど、教育長からお話もありましたが、ビブリオバトルは誰でも小学生から大人まで開催できる本の紹介コミュニケーションゲームです。人を通して本を知る、本を通して人を知るをキャッチコピーに日本全国に広がっております。1冊の本との出会いのために機運を高める意味でも全市を挙げてビブリオバトル、もしくはビブリオトークイベントを開催してはどうかとこのように考えます。これについて御意見を伺います。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいまの御質問についてお答えいたします。確かに議員御提言のビブリオバトル等、県では何回か実施されております。本市でもということですので、関係各機関と協議をして、開催できるように検討してまいりたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。読書については押し付けの読書は苦痛以外の何ものでもありません。興味の扉を開けることから生涯忘れられない本、人生を変える本など運命の一冊に出会える環境づくりは非常に大切なことであると考えます。「終身の計は人を樹うるに如くはなし」と申します。本市の未来を託するのは子供たちに他なりません。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、いじめ防止対策推進についてお尋ね申し上げます。ことしに入りまして衝撃的なニュースがございました。慟哭の極みでございます。仙台市内の住宅で昨年11月小学2年生の長女8歳と母親46歳が無理心中をしたとみられる事件であります。この長女の父親は2人が死亡したのは長女の通っていた学校でのいじめが原因だと訴えたものです。その経緯たるや以下、記事から要約いたします。

当該児童は1年生だった2018年3月ごろから同学年の女子児童2人から集団登校の際に置き去りにされる、仲間外れにされる、物を取ってこいと命令されるなどいじめを受けるようになった。2018年5月、児童が母親に被害を訴えていじめが発覚した。

直後から保護者は学校に繰り返し対処を申し入れた。学校側はいじめがあったと認めた上で対応すると表明したものの、状況が好転することはなかった。担任教諭はいじめの対応の際、保護者との情報を共有せず、児童同士の握手で仲直りさせようと図った。

女子児童は2018年6月ごろから腹痛や頭痛などを訴えるようになり、校長室登校の状態になった。児童に対して校長は教室に戻るよう促した。児童が自分の教室に戻るといじめ加害者とされる児童からにらまれるなどもされたという。

2018年8月、いじめについて学校側及び加害者とされる同級生の保護者と話し合いの場が持たれた。その際に両親がいじめの経過などを記したメモを事前に学校側に渡していたが、

そのメモの内容が両親には無断で加害者保護者に渡っていたことが明らかになった。児童はいじめを苦にして2018年7月ごろから、死にたいよ、いじめられて何もいいことないよなどと両親に訴え、その旨を記したメモや絵を残していた。2学期以降欠席日数もふえたという。保護者は児童が死にたいよとする手紙を書いた2018年8月下旬、その日のうちに学校側にその旨を連絡し、当該の手紙を提出した。しかし学校側は重大事態として扱わなかった。

保護者は仙台市教育委員会、宮城県教育委員会や文部科学省の相談ダイヤルに相談したが状況の打開はならなかった。母親もいじめの心労で体調を悪化させ、病院を受診していたというものであります。

いじめの定義は、昭和61年度からは相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実を確認しているもの。平成6年度からは一方的に継続的に深刻な苦痛を感じているもの。平成18年度からは当該児童生徒が一定の関係にあるものから心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。平成25年度からはいじめ防止対策推進法の施行に伴い、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと変遷しております。

そして今般、同法改正案が俎上に乗るという話を聞いております。大津市中2いじめ自殺事件を契機として再発防止の取り組みを標榜しながらも、児童生徒がいじめを素因としてみずから命を断つケースが後を絶ちません。

今月19日の大津いじめ訴訟では、裁判長は元同級生2人に計約3,758万円の支払いを命じました。元同級生による激しいいじめ行為が男子生徒の自殺の原因になったと認めた今回の大津地裁判決は、民事訴訟でいじめが自殺につながる危険な行為であると認める画期的な判断を示し、その上加害生徒側の予見可能性まで認められました。

なぜいじめの定義をこうも頻繁に変えなければならないのか。なぜ重大事態が繰り返されるのか。御見解をお伺い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、青木議員の本市におけるいじめ防止対策についてという御質問ですのでまずそれにお答えをしたいと思います。

いじめ防止対策につきましては、いじめによる生徒の自殺という他県での残念な事件を契機といたしまして、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、10月に国のいじめの防止等のための基本的な方針が示されました。この方針につきましては、平成29年3月に改訂が行われ、いじめの防止等の対策が一層推進されております。

この法律の方針を受けまして、本市では那須烏山市いじめ防止対策基本方針を、市内小中学

校では、学校いじめ防止対策基本方針をそれぞれ策定し、いじめの未然防止、早期発見、早期解決について連携を図り取り組んでいるところでございます。

主な取り組みといたしまして、1点目のいじめの未然防止につきましては、各学校にいじめに関する資料を配布するとともに、校内研修や職員会議においていじめの実態、特質、留意点について教職員全員の共通理解を図り、いじめは人間として絶対に許されないとの雰囲気为学校全体に醸成していくように指導しております。

2点目のいじめの早期発見につきましては、各学校において、定期的なアンケートや教育相談、校内情報交換等の実施により、いじめの実態把握に取り組んでおります。また、保護者にもリーフレットやホームページにより、いじめの相談、通報窓口を周知してございます。

3点目のいじめ早期解決につきましては、各学校のいじめ防止基本方針により、いじめ対策委員会が中心となり、関係児童生徒への聴取や緊急アンケートなどにより事実関係が迅速かつ的確に把握され、組織的に対応に当たることになっています。また、いじめにかかわる行為がやんでも、少なくとも3カ月は状況を注意深く観察するよう進めております。

一方、市教育委員会では毎月各学校から暴力、いじめ、不登校に関する状況報告を受け、実態の把握、指導に努めております。すこやか推進室の臨床心理士を派遣するなど、いじめられた児童生徒やその保護者の心のケアと適切な支援を行うように努めております。

市内全ての児童生徒が心豊かにたくましく成長できるよう、市教育委員会では今後も学校や関係機関と連携し、いじめ防止について指導していく所存でございます。

残念ながら本市におきましても、先ほど申し上げた学校から上がってくる中には、いじめと認定されるようなものが散見されております。そうしたものについては、周辺児童生徒からの事情聴取その他きちんと行って、状況をきちんと確認し、そして継続的に支援体制、指導及び支援を行っていくということで、私が言ったから大丈夫だというベテランの先生の声は聞く必要がないと、全体で事件の内容等を共有し一つの方向に持っていくようにというような指導をしております。もめごとにつきましては、早期発見とともに状況の正確な把握と適切な指導をできるようにと、継続的な指導をするようにということで校長会その他会合があるたびにその点については指導をしてございます。残念ながら完全になくなっていないという事実はございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） ありがとうございます。私が予定していた御質問と違って総論でお答えをいただいたのですが、まず定義を頻繁に変えなければならないのかとか、なぜ繰り返されるのかという御質問だったのですが、対策についてお答えいただいて、ちょっと戻れば一言、

二言でもいいのですが、なぜこういう事態が繰り返されるのか、どんな認識をされているのか、市長でも教育長でも市のほうとして。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） はっきり言いまして、なぜということに明確にお答えできるようであればこの問題は根絶できると考えております。大津事件以来、はっきり言って、10本の手の指では数えられない児童生徒が自殺に追い込まれているのが現状です。そういった中で、やはりここまでという線を引くということが、問題は若干、制度自体が間違っているのではないかと私個人的には思っています。

線を引くからそれ以外は構わないのだというふうな発想は当然子供たちの中にも出てまいりますので、いじめ、人が嫌がることは絶対駄目なんだと、それから議員はいじめの定義というか、被害者のほうの定義をおっしゃいましたけれども、加害者の定義も実は集団で周りにいる無言の生徒も加害者の1人だという定義が出てきておりますので、そういった部分も周りにいる子、私は参加していないではなくて、見ていた子はみんな加害者だという考え方が今は定着しておりますので、そういった部分についてもっと今はこれからもさらに積み重ねながら子供たちに十分加害者だというのはどういうものを認知させて、そこに加わらない。また、無言でいるのじゃなくて、やめろと言える勇気を持つような児童生徒を育成して、育てたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） 2014年1月8日に自殺した長崎県新上五島町の中学生男子は前年夏休みに空気と題する作文を書いています。「いじめの原因は何かを伝えよう。それは「空気」だ。」中略。「いじめをしなければ自分がやられてしまうという空気、いじめに参加しないといけない空気。そう、いじめの加害者・主犯でさえも空気によって動かされているのだ。」。いじめの現場の一番近くにいるのは大人である教師です。教師は子供が発するSOSをキャッチする感度を上げなければならないし、教室にただよう空気の微妙な変化も捉えられなければなりません。また、教室に空気があるように、職員室にも空気があつて、その中でできるだけいじめと認めたくない一面はあつてはならないこと、いじめがあるのはよくないこと等が混在するならば、子供の発するSOS、教室にただよう空気の微妙な変化に気づかなくなります。いじめの定義を限定的に捉えていると、仙台市の事件の担任教諭のようにいじめが単発的だから、一方的でないからとの理由でけんかやただのトラブルと見間違えてしまうかもしれません。

栃木県いじめ防止基本方針でも心身の苦痛を感じているものとの要件が限定的に解釈されることのないよう努めることが必要であるとしております。

先月、千葉県野田市で10歳の少女が自宅で死亡した事件でも父親から虐待を受け続けた女兒の、先生どうにかできませんかという悲痛な叫びにどうして真摯に応えられなかったのか。そういうことを考えさせられます。また、山口県周南市で2016年に県立高校2年の男子生徒が自殺した問題について、山口県のいじめ調査検証委員会は2月5日この生徒へのいじめがあったと認定し、教職員の行為もいじめに類すると指摘しました。大変由々しきことです。

文部科学省では、教員に求められる資質能力について、教育者としての使命感、人間の成長発達についての深い理解、幼児児童生徒に対する教育的愛情、教科等に関する専門的知識、広く豊かな教養そしてこれらを基盤とした実践的指導力といった能力がいつの時代にも教員に求められる資質能力であると考えてとしています。

学校における働き方改革プランが策定されました。教員の働き方を変え、教員の過労を防ぐという目的はもちろんのこと、教師の本業とは何かという教育の質の向上を目指すものであると考えます。

ここで、学校におけるいじめ防止対策についてお伺いするつもりでおりましたが、先ほど教育長から御答弁をいただきましたので、まとめとしまして、ぜひとも教師として教職に対する愛着、誇りを持っていじめ防止に取り組んでいただきたいと要望いたします。

いじめ防止対策推進法を簡単な言葉に置き換えるならば、第2条いじめかどうかは被害者が心身の苦痛を感じているかで決まる。第4条いじめを行ってはならない。第8条学校はいじめが確認されたら速やかにやめさせなければならないということですが、いじめ問題その複雑さ、困難さを鑑みれば学校、家庭、地域社会の協力が一層重要になっております。

いじめ防止対策推進法の第9条には保護者は子供の教育の第一の責任者として子供たちが規範意識を養うための指導といじめ防止に協力するよう努めるなどとされており、栃木県いじめ防止基本方針でも地域家庭と一体となって取り組みを推進するための普及啓発が必要であるとしております。保護者の皆さんの意識を高める方策として、4点ほど例を挙げさせていただきます。

まず、弁護士によるいじめ防止授業です。机の上に水をいっぱい注いだコップを置いてこのコップは心、心の大きさは人によって違う、小さなことでも水はあふれるかもしれないなどと分かりやすい事例を挙げて説明をするそうです。

確かにコップの水がいじめられて自殺する人の心だとすれば、うざい、きもいというちょっとした悪口でも最後の一滴となって水を溢れさせることもできてしまいます。心のコップは大きさも容量も色も見えません。同調圧力による安易な心ない言葉が重大な結果を招くことを教えてくれます。

2つ目に『「ことばシャワー」の奇跡』という本があります。その中で児童が考えた、なく

したい言葉、死ね、ばか、消えろ、きもい、ぶす、うざい。溢れさせたい言葉、ありがとう、ごめんね、一緒に何々しよう、がんばって、優しいね、すごいねを教室に貼り出し、ほめ言葉シャワーを実践した結果、教室が変わったとあります。

どう変わったか。女子児童が以下の詩を書いております。「今、私は幸せな教室にいる 教室は一人が悪い色の空気をつくり出すと、それが大きくなり、全体に広がる 以前は、黒一色が教室を支配していた だが、今はオレンジでいっぱいだ すべて暖かい「公」の色だ。これからも自分を大切に「公」の道を行こう。輝いた自分の色で成長していこう」という内容です。

次に先ほど教育長がおっしゃられましたけれども、私の責任じゃない、『わたしのせいじゃないーせきにんについて』という絵本がございます。保護者が子供たちといじめについて考えるのには大変参考になる良書だと思います。一部内容を紹介すれば、教室で泣いている子がいて、それについてクラスみんながコメントをします。学校の休み時間にあったことだけでも、私のせいじゃないわ。始まったときのことは見ていないからどうしてそうなったのか僕は知らない。本当は私見てたの。だから知ってるの。でもとにかく私のせいじゃないのよ。僕は怖かった。でも何もできなかった。見ただけだった。これから続きますけれども、以下は略します。

4番目にノルウェーのダン・オルヴェウス博士が提唱しているいじめ防止プログラムの4つの反いじめルールについてです。1、私たちはほかの人をいじめません。2、私たちはいじめられている人を助けます。3、私たちは1人ぼっちの人を仲間に入れます。4、私たちはもし誰かがいじめられていれば、それを学校の大人や家の大人に話します。これらの4ルールは学校、家庭、地域社会の共通ルールとなっていて世界20カ国以上で導入され大きな成果を上げているとのことでした。

釈迦に説法かもしれませんが、わかりやすい事例や良書を通じて、保護者は子供の教育の第一の責任者として、自分がしてほしいと思っただけで他人にもすべきでないというシンプルなルールを初め、わかりやすい事例や良書を通じて啓蒙していかなければならないと考えます。

重複するかもしれませんが、学校ではなしに、今度は保護者、地域社会に対する取り組みについて御意見を御見解をお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 一応教育委員会ということで学校に限定してという話に聞かれてしまうかもしれませんが、実際問題としては学校というのは地域社会の皆さん、児童生徒、教員だけではなくて保護者それから地域社会の皆さんと一体化したものが学校だと私は考えており

ますので、地域に働きかけるというのは当然学校の中で子供たちを通して、そして保護者を通して社会に全体に広まっていくと。もちろん、教育委員会云々ということで、大上段からこうやりましょうということもまず行事として、セレモニーとしては十分考えることはできますけれども、やはりそれだけだと一時的に終わってしまうこともございますので、そういったことを否定はしませんが、まず下からじわじわと子供、保護者、そして周辺の住民の方に広めていきたいと。議員のおっしゃる内容等については十分私たちも理解しているつもりですし、実践してまいりたいと思っておりますのでまた今後とも、御支援等、または御意見等いただければと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） 今、取り組んでいることにつきまして、さらなる推進をお願いしたいのですが、地域の魅力と活力にあふれる暮らしやすいまち那須烏山市、これを標榜するに当たってははじめ防止対策は必須であると考えます。さらなる推進をお願いいたしたく存じます。この質問は以上で終わります。

次の質問にまいります。

ディンプルアートを活用した地域振興についてお伺いいたします。ディンプルアートといえ、本市が嚆矢であります。宇都宮大学発ベンチャー第1号として本市の企業と宇都宮大学で共同開発した環境に優しい絵の具を使用します。ディンプルとは英語でさざ波、えくぼの意味があります。ディンプルアートカラーはガラス、プラスチック、金属、タイルなどの固くつるつるした岩盤上に色彩し、乾くと表面にさざ波のような細やかな凹凸が生まれ、スタンドグラスのような不透明な膜を作り出します。この絵の具には、自動車のフロントガラスの製造過程で発生する切れ端を使用していて、産業廃棄物として廃棄処分されるものを再資源化し、新製品化した超透明絵の具になります。

誰でも簡単に塗り絵感覚で素敵なスタンドグラス調の作品作りができるのが魅力です。各種イベントでも人気です。この素敵な素材を地域振興に活用しない手はないと考えます。そこで、時間の都合上、6点の提案をいたします。続けて提案いたします。

初めに、参加型体験型の学習の場として出前授業だけでなく、拠点を設けて頻度を上げたワークショップの開催ができれば本市への集客に資するのではないのでしょうか。第1点これについてお伺いいたします。

第2点、本市でも各種イベントにおいてボールペンなどノベルティグッズを添えることがあります。その中にディンプルアートを活用したしおり、クリアファイルなども考えられるのではないのでしょうか。制作に当たっては障がい者施設とか、老人施設に協力をいただくことも有効な手段ではないかと思われま。

3点目。山あげ祭等のキャンペーンでは、下絵だけをあしらった指ぬきうちわ、しおりうちわを配布すると、下絵だけですから半製品なこともあり、ワークショップへ誘うツールになるし、また、本市滞在時間のアップにもなるのではないのでしょうか。

4点目、公共施設のデコレーションにディンプルアートを活用するのもインパクトがあるのではないのでしょうか。例えば、本市でもこども課、市民課等、各課あるわけですが、各課の表示板をディンプルアートに変えるなり、また、各課をイメージするデザインを添えると役所も華やぐし、市民と近しくなってくるのではないのでしょうか。また本市の名所をディンプルアートの作品にしてステンドグラス調にしてデコレートすれば、また本市のイメージアップにつながるのではないのでしょうか。

5番目です。本市の商店の包装紙にディンプルアート作品を印刷した包装紙を用いれば、本市のPRにもなるし、おみやげもの品、食料品問わずおみやげもの品の付加価値が増すのではないのでしょうか。これについてもお伺いします。

最後、6点目。烏山線その他市内にあるタクシーなど交通機関が走っておりますが、交通機関、車両に作品を展示するなり、またメッセージ、ディンプルアートでメッセージを掲載することも振興策の一つになるのではないのでしょうか。こんなところを考えましたので、御見解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） まずディンプルアートを活用した地域振興の取り組みについてお答えします。これはディンプルアートは宇都宮大学の木村隆夫教授と那須烏山市内の企業経営者数名が共同で製品を開発し、有限会社エヌ・ピー・アールを立ち上げ、2004年に特許を取得し、2005年に商標登録をいたしました。現在は金井に、山あげ会館の近くに事務所を置き、材料の製造販売やインストラクターの育成をしております。ディンプルアートの取り組みとして、いろいろ議員さんのほうから提案がありましたので、それについて御提案と今、実際にやっていることだけをまず話させていただきます。

1番の参加型の学習ですね、確かにワークショップとしてどこかで拠点を設けるといことは大切だと思いますが、今のところインストラクターが2名なので、この市ではなかなか進んでおりません。ただ、他の高根沢町や北海道のほうでもっと盛んにやっているところもありますので、地元の、要するにつくったところが盛んでないのはまずいのではないかと私の中でもありますので、もう少しインストラクターがふえるようなシステムができればいいなと思う中に、なすからブランドの推進にこれを一番に挙げていきたいなと思っております。

2番のほう、ノベルティみたいなものに使ったらどうか。実は結構このインクが高いので、余り使うとノベルティにあげられるような値段ではなくなってしまうのかという案もあるので、

ちょっとこの辺は考えさせていただきます。

また、山あげ祭のキャンペーンのうちとか、そういうのには体験として子供たちにその場で書いてもらったりしているのは実際にも今盛んに山あげ祭、そばまつりなどでもやっていたいております。また、おうちに帰って玄関に飾っているおうちもあります。

また、この山あげ会館ではないのですが、今、高齢者の訪問を私のほうで100歳以上になりますとしております。そのときの記念品としまして、ディンプルアートによって鶴亀など長寿を図るようなものの絵柄で記念品を今贈っております。また、公共の施設の案内板、その中では確かに各課にはないのですが、私が就任したときにディンプルアートで私のネームプレートをつくってもらいまして、私の市長室には飾らせていただいております。そういうこともありますので、ちょっとその辺は各課とか、作業をしていただく方たちと相談をしていきたいなと思っています。

商店の包装紙についてはディンプルアートを包装紙に印刷してしまうと、全くディンプルアートではなくなってしまうので、その辺をちょっと検討させていただいて何かシールにそのような物を入れるとか、何か考えさせていただきたいと思います。

烏山線の最後の車両とかに展示というのは、実際、私は議員時代に何回も頼みまして、ガラスにできないのか。ガラスに直接は駄目なので、シールみたいな、透明な物に描いただけで季節ごとに貼り替えられるのでどうですかと言ったら、ガラスは一切やらないでくれと。そういうことが返ってきています。また、今回、小堀議員などがやっている子供たちにアキュムの絵を描いてもらっているのも、実は中吊りだけだったのですが、来年度山あげ前にJRのほうで壁側のほうに展示するならばいいんじゃないかとか、山あげ俳句の受賞者の俳句と写真も合わせたものも展示していいとかいう話がちょっと出ていますので、その辺に合わせて、そこならプラスチックの面なので、そこに貼ることができないかを御相談していきたいと思っています。ただ、これは何箇所かは相手方がいることなので、ここで結論は申すことができませんが進めたいと思っています。私どもとしてももったいなかったと思って、今すごい活用させていただくように努力しておりますので、青木議員の意見をなるべく取り入れていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） 前に前に進んでいただきまして、本当ありがたく思います。

それで、5点目申し上げました包装紙なのですが、私が確認をしましたら、ディンプルアート作品をそのまま印刷されても凹凸というか、でこぼこ模様が印刷されて、やっぱりその表情は普通の印刷と違って表情が豊かになるので、これはディンプルアート作品だなというのが出るような感じなので、これも一つ御検討いただければありがたいと思います。

つきまして、先ほど、市長のほうからインストラクターが2名しかいないと、今発祥の地でもあるのということだったのですが、制作及び普及活動には何よりもインストラクターの養成が欠かせないと思いますが、市としてインストラクターの養成についてはどんなふうにかかわって支援していくのか御見解のほうをよろしくお願いします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） インストラクターの養成に関しましては、直接企業さんのほうで有料で行っているところがございます。それなので市としてはかかわりはない状況でございます。

○議長（沼田邦彦） 1番青木議員。

○1番（青木敏久） 企業のほうで行っているということですが、ディンプルアートの機運を盛り上げるのに、防災士の資格でも何でもそうですけれども、盛り上げて何か援助なり支援がないとなかなか機運の醸成をするのは難しいと考えます。

ぜひ、その辺のところも御検討いただいて前向きにインストラクターをふやさないと、やはりインストラクターにおいても年々、年を重ねていくわけですので、若手が入ってくると機運も高まるしこれから少ない資源の中で本市をアピールするには大切なことと考えますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

「刀剣短くば一歩進めて長くすべし」というこんな格言というか言葉もありますので、本市は財政的にもなかなか厳しい状況でございますので、やっぱり一歩前へそのような気持ちで一つ一つ物事に取り組んでいただければと思います。時間多少早いんですが、ここで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 申し訳ございません。先ほど、読書コンシェルジュの認定人数ということだったのですが、私どものほうで把握しておりますのが高校生対象の認定養成講座でして、必然的に小中学生はゼロ。高校生ですので、県のほうに詳しく問い合わせしてみないと実数をはっきりしませんので、また問い合わせしてから御答弁したいと思います。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。以上で1番青木敏久議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開を午後1時30分とします。

休憩 午後 0時27分

再開 午後 1時29分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き再開します。ここで先ほど一般質問において青木議員の質問に対し答弁漏れがございましたので、生涯学習課長から追加答弁があります。

柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 先ほど市の読書コンシェルジュの数ということで御質問がございまして、烏山高校生に限られるのですが、過去平成27年度と平成29年度にそれぞれ1人ずつ合計2人でございます。平成30年度は該当がないということです。よろしいでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。
17番平塚議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。急遽、村上議員がインフルエンザのために質問できないということで、繰り上がりまして3番目の質問となりました。今回は6項目の質問通告をしております。質問順に従いまして質問してまいりたいと思いますので、前向きな御回答をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） まず最初に中小企業振興基本条例の施行状況と今後の課題について質問をいたします。本市中小企業振興基本条例は平成29年3月定例議会において可決され、同年4月より施行されております。新年度で3年目を迎えるものであります。この条例は市内の中小企業の発展と地域経済の活性化を目的に市や中小企業支援団体、金融機関などが連携を図って1、経営安定の促進や事業の発展、2、技術や製品、販路の拡大、3、創業者支援、4、事業承継対策などなどを図るため、市の責務、中小企業の努力、支援団体の役割、金融機関の役割、市民の役割、施策実施のための財政上の措置を講ずる努力義務など12条で構成されております。この条例の施行を図った実績を踏まえて、これまでどのような施策を図ってきたのか説明をしていただきたいと思っております。

さらに本条例を生かし、今後どのような地元中小商工業の振興対策を推進するののかもあわせて伺いたいと思っております。答弁をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 中小企業振興基本条例に基づく取り組みと状況と今後の振興策についてお答えいたします。

中小企業振興基本条例の取り組み状況としましては、市、商工団体、金融機関等、関係者が連携して中小企業への支援等を検討するため、中小企業振興会議を設置いたしました。

その後、7月に全体会議、9月に金融部門会議、12月には富士見台工業団地連絡協議会と南那須工業クラブ研修会において市の事業概要の説明を行いました。

今後も引き続き各団体の役員会等に出席し、市の政策を周知してまいりたく考えております。

今後の振興対策につきましては、既存の支援策を継続するとともに、新たな支援策としまして、特に要望のありました創業者への支援策を考えているところであります。具体的には、特定創業支援等事業の支援または金融機関の支援を受けた創業者を対象とした、補助金の創設と制度融資の融資枠の拡充を図ります。また、現在実施している空き店舗開業費用補助の3制度をもって創業者支援の総合的な展開を予定しています。

次に事業継承対策に関しましては、現在商工会においてヒアリング調査を実施しております。現在までの調査結果としましては、81件中、実に51%が後継者なしとの結果になっており、今後は技術や人脈の承継、M&A、廃業等の対策が必要になると考えております。

今後このヒアリング調査の結果を注視しながら、新たな対応策について関係機関と連携し検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） まず、中小企業振興基本条例というのですけれども、中小企業並びに小規模事業者ですか、その定義が非常に幅があるんです。中小企業というのは、製造業の場合、資本金が3億円以下、従業員が300人以下。卸売業が1億円以下、従業員100人以下。小売業が資本金5千万円以下、従業員50人以下。サービス業が資本金5千万円以下、従業員が100人以下ということなので、そして、小規模事業者、この定義なのですけれども、卸売業で従業員が20人以下。商業、サービス業では従業員5人以下。これが小規模事業者なのです。

それで、2002年の経済センサスで見ますと、那須烏山市の小規模事業者は全体の85%になるんです。だから、中小企業というと、従業員が数百人というイメージなので、それに対する手厚い施策も必要でしょうが、何しろ本市の従業員20人以下の小規模事業者に対する手厚い支援が必要ではないかなと考えるものであります。それが一つ。

それを踏まえまして、他の自治体でもこの振興基本条例をつくっておりますけれども、昨年の6月定例議会でも同様の質問を私はしております。その中で、中小企業、小規模事業者の振興ビジョンの策定をしてほしいと、そして中小企業支援センターというのですか、そういうものを設置してほしいと言いました。さらに、栃木市などでは市内の中小企業、小規模事業者に対してアンケートを実施して、市とか支援団体にどのような支援をほしいかと、具体的な要求を聞いております。それを踏まえて、本市においてもそのようなアンケートを取って、具体的な支援策とか支援メニューをまとめていただきたいと述べたつもりでございます。

そして質問をしたときに、市当局の答弁は他の自治体で施策を進めている振興ビジョンを参考に、那須烏山市で行っている中小企業振興会議の中で研究しながら振興ビジョンの策定を検討していきたいと答弁されているのですが、その後の進捗状況はいかになっているでしょう

か。御答弁をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの御質問にお答えします。まず、商工振興ビジョンの策定に関しましては、6月議会において質問されまして、近隣市町村の動向を見ながら、調査研究してまいりたいと答弁したところでございます。

現在の状況につきましては、栃木市が商工振興ビジョンというのを策定しておりまして、宇都宮市が産業振興ビジョン、日光市が工業振興計画、真岡市が振興ビジョンを策定するという段階までは把握しております。近隣の那珂川町につきましては、中小企業の基本方針を策定中というところで確認をしております。それを踏まえて、市のほうの先ほどの市長答弁でもありましたとおり、第1回の中小企業振興会議の後、12月に各団体へ市のほうの政策の説明をしたところ、内容について余り理解されていないのかなと私は感じまして、今後につきましては、まず本市の総合計画における商工業の振興とそれらの周知がまず最初なのかなと感じました。

よって、それらの総合計画から、商工業振興のダイジェスト的なものを作成しまして、次年度の商工振興会議に図っていきたいと考えております。それらをもとに、その場でまた各団体の御意見等をいただければと考えます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） その際に、今の質問の繰り返しになってしまうかもしれませんが、市内の要するに中小企業、小規模事業者、大分2012年から年がたっていますので、推移は変わってるかもしれませんが、85%が小規模事業者だということで、特にそこに力を入れて施策を展開していただきたいと思うのですが、さらにできればアンケート調査、これは市がやるのか商工会がやるのかわかりませんが、ぜひともアンケート調査を取って、支援対策とかメニューとかをまとめていっていったらいいのではないかと思うのですが、もう一度御回答をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 市内の中小企業の方の85%が小規模事業者ということは把握しておりました。それらを踏まえまして、次年度以降の中小企業振興会議におきまして市の政策の周知とともに、将来に向けてのアンケート調査のほうを検討したいと思います。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） それで、先ほど答弁の中にもあった大きな課題として、いわゆる企業の事業承継の問題が、これ大きい問題なのです。今年の1月23日には商工会において小規模事業者支援推進事業として事業承継セミナーが開かれたところであります。私も参加いたし

ました。

本市の力を総動員して支援対策の強化を図っていただきたいと思うんですが、日本経済新聞の記事によりますと、経営は黒字だけれども、経営者が続かないということで廃業になるというのが5割という状況だそうです。2025年までに70歳を迎える中小企業経営者の方が245万人。そのうち、127万人が後継者が未定だということなのです。これを放っておくと、経営を畳んでしまいますと、雇用の喪失が650万人と。GDPの22兆円が失われるというような重大問題なのです。

それで、県内の状況でございますが、県内の今の経営者は平均年齢が60歳と。全国で見ますと10番目に高齢化が進んでおると。そして、そのうち次の後継者がまだ決まっていないというのが61.3%と。これが県の状況です。

ところがそれを地域ごとに、市町村プラス地域ごとに見ましたらば、なんと、那須烏山市が後継者不在という率が73%でチャンピオンなんだよね。これは大変な事態。本当にさっき言ったように小規模事業者、従業員が本当に少ない田舎でも、営業を登録してやっているというのが多いために、このように数字が高いのかなと思っているんですけども、この県内の61%と比較しまして73%は極めて重大でありまして、もう、俺の代でいいんだ、終わるんだというようなことでやられますと雇用の場が本当に失われてしまいますので、この辺、総力を挙げて、事業承継対策に当たっていただきたいと思うんですが、市長いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 日ごろから地元の企業を助けていきたいという気持ちがありますので、それを継承していきたいと思います。私も商工会の会長から聞いて、70%を超えているのはうちだけだという話を聞いて、びっくりしましたので、なるべくマッチングをしていただいたり、地域の中で継承してくれる人がいたらということを進めていくようにしたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 今、地元企業と農業のマッチングとか、他からの移住者とのマッチングとかそういうものをぜひ展開していただきたいという意味で、今回新年度予算の中に創業者支援補助事業で200万円を計上するというございまして、補助の限度額は50万円ですから、4件以上を目途にやられるのかなと思うのですが、こういうものも含めて創業者支援並びに事業承継対策、これは税金の控除の問題もありますので、一生懸命やればメリットもあると思うのですが、事業承継ね、商工会と行政のほうではどんな対策を検討されているのか承りたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 事業承継につきましては、今年度商工会で事業を開始しまして合計で81件の訪問をしたそうです。これは、全体のどのくらいのパーセントなのかと確認をしたところ、全体の約11パーセントでした。まだまだ訪問しなければならないお店等はたくさんあるらしいのですが、なかなか1事業所ごとにケースが多岐にわたっておりまして、結論を出すのが難しい状況というのが今年度の感想だそうです。

継続でこれはずっとやっていく事業として商工会も捉えていますので、それぞれの意識づけと後継者についての問題について、事業承継のほうを図っていく予定となっております。市としましては、来年度に向けては、新しい事業者に対する支援を強化したということですが、それ以降につきましては、この事業承継に関する支援制度を何か考えていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） ぜひ、地元の商工業の発展並びに雇用の場が失われないように総力を挙げて対策をお願いしたいと思います。

次に、2019年度の栃木県の予算案等の新規事業の本市の受け入れ対策についてお尋ねをいたします。栃木県は2019年度の新規事業としまして、1つ目ですが、県内市町村の自主防災組織を強化するために、県内各市町で水害や土砂災害の恐れがある地区を1箇所以上選定してモデル事業を行い、これは各市町村でモデル事業を行い、地区防災計画の策定を支援、さらに、自主防災組織の中核となる防災士養成事業を支援する人材育成を図ると。

また、別な事業としましては、2つ目ですが、県内複数の市町をまたいで運行する広域公営バスの運行支援の県ガイドラインの作成、実証運行開始を行うと。

3番目には県内のカワウの有効的な管理と漁業被害の軽減を目指し、県カワウ管理指針とこの名称を改訂し、捕獲などによる生息数を1,000羽に削減させる管理数値目標を策定したところであります。

4番目には県内各市町村ごとに地域の課題解決に取り組む住民組織をサポートする、ふるさと支援センターモデル事業を拡大すると。

5番目には公立中学校の部活動指導に40人配置を進めるとして、県の助成を行うということですが、これら県が取り組む新事業に対して、本市の受け入れ対策や県の事業に対する支援対策をどのように図っていくのか説明をいただきたいとこのように思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 2019年度県予算案等の新規事業の本市受け入れ対策についてお答えいたします。

2019年度の栃木県一般会計当初予算は前年度比0.2パーセント増の8,052億9,000万円が計上されたところであります。議員御指摘の各種新規事業につきまして、栃木県側から具体的説明がなされていないものや、本市に該当する事業がないことなどから平成31年度那須烏山市当初予算の段階では計上しているものはない状況であります。

個別に申しますと、1番目の地区防災計画策定に関する助成、3番目のカワウ削減対策、5番目の公立中学校部活動指導に40人配置対策につきましては、各担当課において県側から詳細説明を受けていない段階であり、今後事業の内容や補助要綱等を十分に検証し、本市の事業推進に有効であるものについては、導入を検討してまいりたいと思っております。

2番目の市町バスの広域運行支援につきましては、新規路線のみが補助対象であることから、要件を満たさず、該当にならないものであります。また最後に4番目のふるさと支援センターモデル事業につきましては、以前から栃木県と導入に向けた検討を進めてまいりましたが、ふるさと支援センター運営に関しての課題やモデル事業終了後の費用負担の面などから申請を見送った経過があります。

繰り返しになりますが、今後も栃木県からの情報提供に注視し、本市の事業推進に有効な制度について検討してまいりたいので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 全く理解できません。本当に人口がどんどん減少して、交付税も算定替で減っていると。そして、税収は若干伸びているかもしれませんが、これから大幅な伸びを見込むことは難しいと。こういうような情勢ですから、もっと国や県のさまざまな事業について、取り入れられるものは食欲にアンテナを高くして、どんどん営業しながら官庁にも乗り込みながら、そういう事業を引っ張ってくるということでない、ただ目の前の事業をただ消化していればいいんだなんていうことで、市町村はこれまでも生きてこられなかったし、これからは全く生きてこられないと思うのですが、市長はそこはどういうふうに考えているのですか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 市長に割り込んで申し訳ありません。5番目の公立学校の部活動指導員ですが、これにつきましては県で40名と。実際には7教育事務所がありますから、6の山になるんです。本地区ですと中学校は10校以上あるわけですから、1校1名も満たないと。この場合の部活動指導員はお金も出るし教員と同じように、教員なしで引率してもいいということで、実は今烏山中学校の野球のほうで今候補者がいるのですが、準公務員的です、お金が出るというところは兼職願いを出してそれで済むかどうかと、そういうことを今検討中ですので、実際に県のほうでこういう人がいるからどうかではなくて、こちらでこういう人がい

るのでお願いしますということなので、今はそういうことで本市のほうで1名進めておりますし、これからも募集しながら手を挙げていきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今、教育長がおっしゃったようにアンテナを低くしているわけではなくて、うちに合ったものを要求していかないと仕方がないので合ったものには国でも県でも要望に赴いております。ただ、行ってももらえないものもあったり、うちに確かに合わないものがあったりなので、きちんとできましたら御報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 例えばカワウは関係ないじゃなくて、那珂川はうちの重要な河川だと思うんです。県内で1,000羽というので、うちのほうでもカワウの被害はひどいでしょう、それは栃木県ではないんですか、関係ないんですか。

その辺どうも県のカワウ管理指針を公表ということで、下野新聞に出たときではもう遅いので、だから、うちの那珂川地区においては那珂川沿いについてはどうするんだと県に問い合わせをして、協力して手伝えるものがあるかないかとか、そういうことを率先してやっていただきたいなと思っておりますし、ふるさと支援センターについては費用対効果がどうなのかというのは私もよくわかりませんが、既に那珂川町では県内3自治体の一つとして取り組んでいるんです。そういうところにも行って、本当に中身が有効なのかどうなのか、これから例えばお葬式をやっても今まで組内でいろいろとお葬式の手伝いできたけれども、高齢者がどんどんどんどんふえてしまって、とてもじゃないけれども組内でやれないなんていう自治会がどんどんふえているんですよ。

だから、そういう意味でもっとスピード感を持って、先手先手で対策をやってもらいたいなと思うんですが、向こうからまだ何の連絡もないから検討してないよという答弁でいいのでしょうかというのが私の質問なのですが、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 済みません、私の言い方が悪くて申し訳ありません。決して待っているだけではなく、対応をしていきたいと思っていますが、今のところ県にいろいろ言ってもいい返事が返ってきて、うちに向いていないので今のところは言っていないだけであります。

また、ふるさと支援センターに関しましては、やはり皆さんも今までと同じだと思うのですが、3年ぐらいの事業計画で終わるんです。その後の、どうしてうちの中でそれまで運営できるかその後のことを考えまして、今は計画を練っているところであります。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） それで、私は新聞の字面しか見ていないので、中身はわからないのですが、例えば県内市町の自主防災組織を強化するために、県内各市町で水害や土砂災害の恐れがある地区を1カ所以上、各市町村で1カ所以上選定してモデル事業を行うとか、あるいは自主防災組織の中核となる防災士の養成を県が支援すると言っているのですが、それはうちとは関係ないという答弁ではないのではないですか。どうなのでしょう。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 防災の件なのですが、県のほうから一切連絡なく新聞報道になっていますので、うちのほうもびっくりしたところなのですが、そのあと、担当レベルでちょっと確認をさせていただいたところでは、

正式にはまだ県の担当レベルでも決まっていないというか、詳しいことはできていないということなのですが、先ほどの件では本当にハザードマップで危険度の高い地区、県内で幾つかの地区ということで、全市町というわけではないみたいなのですが、幾つかで、それも2カ年かけてやるような話です。それは専門士を呼ぶか、県職員が派遣されてということ、地区の防災計画、地域防災計画ではなくて、地区の防災計画をつくる手助けをするというようなことまでは決まっているそうです。

防災士の養成については、県で防災士の養成講座を開設するというので、各市町からは何名か推薦してもらおうということ、市のほうに直接お金をかけることをやるということではないというような話でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） ことしの長期予報では、ことしは非常に暖冬で雨が降らなかったということなのですが、エルニーニョの影響かなということ、夏に時期に洪水という大雨が降る可能性があるということなので、今までも水害の被害を受けてきた自治体なので、そういう点で、ぜひこういうものについては向こうが言ってこないからというのじゃなくて、こっちが積極的に要するにそういうもの、安全対策を進めるための事業がないとか県や国の支援がないとか、そういうものをアンテナ高く進めていただきたいなと思います。

次、2022年に行われる第77回国民体育大会について質問したいと思います。栃木国体の本市の取り組み対応策について伺います。

第77回国民体育大会の本市はアーチェリー競技会場として受け入れ参加方針であり、いちご一会とちぎ国体の本市準備委員会設立発起人会が開催されたと報道され、2月14日には同国体那須烏山市準備委員会設立総会並びに同第1回総会が南那須公民館で開催されたところで

あります。同国民体育大会のアーチェリー競技会場として受け入れ参加を図る本市の国民体育大会受け入れ準備と競技団体関係者の受け入れ体制整備構築をどのように進められているか。また、会場及び運営などの経費はどのように見込まれているか。その経費について国・県との助成支援は受けられるのかどうか、説明をいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 2022年とちぎ国民体育大会の本市の取り組み対応策についてお答えいたします。

初めに国民体育大会準備の体制整備につきましては、国民体育大会開催3年前である平成31年度に公益財団法人日本スポーツ協会より国民体育大会開催の正式決定があり、その後、各市町村では実行委員会を設置することとなります。本市は今年度実行委員会の前身となる準備委員会を組織し、議員がおっしゃったように2月14日に設立総会と第1回総会を開催しました。多くの議員の皆様にも御参加いただきありがとうございました。

総会では、実行委員会が円滑に進められますよう設立の趣旨を確認するとともに、委員の人选や会則等について協議を行いました。大会運営等につきましては、栃木県での国民体育大会開催が正式に決定する7月以降に実行委員会を設立し、以後全てこの実行委員会において協議を行い決定してまいります。

続きまして国民体育大会に関する費用につきましては、先催県での例を見ますと、一般会計予算と実行委員会予算の2本立てで予算編成をしている自治体が多く占められております。

本市の平成31年度一般会計予算では、嘱託職員の人件費や職員旅費を計上し、実行委員会予算では、大会運営及び普及啓発等に要する費用を計上する予定であります。

国民体育大会運営に関する財政的支援等につきましては、県より具体的な補助要項等が決定されておりましたが、アーチェリーは特殊競技に位置づけられており、ほとんどが仮設で対応することとなりますので、今後示される財政的支援等を活用し、費用対効果を検討してまいります。

国民体育大会の開催に当たりましては、創意工夫により簡素・効率化を図るとともに、市民の総力を結集し、全国から来市する選手、役員及び観客をオール那須烏山市でおもてなしをすることが重要であると考えております。議員におかれましても、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） それでは、それに関して第77回国民体育大会、本市アーチェリー競技会場は大桶運動公園多目的競技場で行われる予定でございますが、ここは那珂川の河川敷でございます、国民体育大会の本大会が開催される時期は9月中旬から10月中旬となって

おりますが、当然国土交通省から、この敷地を使って国民体育大会アーチェリー競技を開催することの理解と同意は得られているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいまの質問についてお答えをいたします。国土交通省とのほうの同意は得ているかという御質問でございますが、私どものほうで何回か那珂川上流河川管理事務所のほうを通しまして水戸の本所とのやり取りはいたしておりまして、内諾というか、開催については全面的に協力をいただけるということで御回答をいただいております。

現在は河川敷ですので、それに設置するもの等の先催県で使用しているプレハブですとか、それらの写真も持って行って下打ち合わせをしているところでございます。

本年の平成31年度の予算の中に、それらの実施計画をするための予算も計上してございます。それによってどういったものを設置するというので、本格的に交渉というか協議になると思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） ある競技関係者にお聞きしましたところ、これは高校ですか、関東大会が実施された。この第77回国民体育大会の前年にはプレ国民体育大会というんですか、そういうものも予定されていると思うのですが、そのプレ国民体育大会の時期は決まっているかどうか。それと、運営の内容についても決まっているものがあれば紹介いただきたいと思うのですが。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいま、プレ国民体育大会、国民体育大会開催前年に開催する大会のことでございますが、それにつきましては県の競技団体のほうと調整をしております。中央競技団体のほうでも、特別に国民体育大会と同様の大会を前年に開催しなさいということとはございません。

確認をしたところ、既存の大会をプレ大会として開催してもいいということで、県の協会のほうとただいま協議をしているところでございますが、例えば高校生の関東大会を選抜大会として全部出してもらうような大会ということも想定されるということで、ただいまのプレ大会については競技団体のほうと協議検討をしている段階ということで御了解願いたいと思います。時期はそのやる大会の間になるか既存の大会の日にするかというのを協議中でございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 次に、私はこれ、中身がよくわからないのですが、当然大桶運動公園でございますので、国民体育大会の開会式とか、あるいは競技の運営のセンターとしての役

割、そして表彰式等が大桶運動公園の管理棟及びグラウンドで開催、使われるものと考えているわけなのですが、まだまだ施設のトイレなどが不備でございますが、これらの改修整備についてはどのようになっているのでしょうか。またこの費用については市単独の負担になるのか、国、県からの支援が得られるのか、説明いただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいまの御質問にお答えをいたします。管理棟につきましては、原則大会で使用するという事は考えておりません。管理棟については面積が狭いので、監督会議等もとてもできないものですから、市のスタッフの休憩所ということになるかと思えます。

会場内で審判員とか記録員とかというのは仮設の、一応先催県でいえばプレハブ、そういったところで全部選手、役員等が休憩するという事でございまして、それから開会式につきましては、県の総合運動場のほうで総合開会式というのを開催する予定でございます。

競技につきましては各競技団体のほうで開始式をやるとしても、簡略化でやる可能性が高いと聞いております。ただ、表彰式につきましては、競技終了後表彰式は実施いたしますので、その場合雨天時にどうするかは今のところ検討課題です。

ただ、管理棟につきましては身障者用のトイレがないので、そちらについては計画的に改修したいとは考えてございます。それについて県、国からの補助があるかということでございますが、県からまだそういった運営に関する補助要綱等が出ていないので今は何とも申し上げられません、なるべく効率的にできるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） この国体、本市アーチェリー競技場として使われるわけなのですが、全体の経費はどのぐらいと見込まれますか。これは全額市が負担するのでしょうか、国、県からの助成とか支援は見込めますでしょうか。

もう一つは、実行委員会はいつどのように設置される予定でしょうか。その2点をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） アーチェリーにつきましては、特殊競技ということで、競技そのものにかかる機材等については、一応県の方の要綱では10分の10補助。ただ、それに付随する直接競技に関係ない部分についての補助というのは、今のところメニューがないのでそちらについては今のところ市負担ということになるかと思えます。

このあと、競技運営に関する補助のメニューなんかもできそうだというお話は聞いています

ので、その場合にはいいものをいただけるように協議をしていきたいとは思いますが。

それから最後に実行委員会の設置時期なのですが、先ほど市長のほうの答弁にもありましたとおり、国の日本スポーツ協会のほうで、栃木県を正式に平成34年度の国民体育大会会場としますよという正式決定後、その後市のほうでも現在お願いをしています準備委員会のほうを実行委員会と改めて推進していきたいと考えてございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） わかりました。この問題では県内で下野新聞によれば9自治体で12施設、かなり県のほうが補助金を出して、後で、国体が終わっても使えるような設備をいただけるようなところもあるんです。そういうものからすると、うちのほうがアンテナは高いのだから低いのだからよくわかりませんが、大分格差があっても困りますので、地元にも県議はいるのでしょうから、そういう方にもお願いをして、もっといただけるものはどんどんもらうという方向で進めていただきたいと思いますし申し添えたいと思います。

次、4番目の課題でございます。市内のインフルエンザ発生状況と対策についてお尋ねをいたします。県は県内76医療機関でインフルエンザ患者を定点観測しておりますが、今季は昨年12月半ばから流行に入りまして、その後ふえ続けまして1月7日から13日の週には1医療機関が29.43人を数え、注意報レベルの10人を遥かに超えまして、1月14日から20日までの週には1医療機関が52.49人に上り、初めて県内全域で警戒レベル30人を大幅に超えたと発表し、県内の週別平均報告数を1990年に統計開始以来50人を超える過去最多になったと報道されております。

那須烏山市内において今季はインフルエンザが猛威をふるい、多くの市民が感染し、大変苦しめられたところではありますが、市内の全体的な状況が判明できません。

そこでお尋ねをいたしますが、市内のインフルエンザの発生状況、市内全体、各学校、保育所・幼稚園及び老人施設等の発生状況をお知らせいただきたいと思います。また、それぞれの場や関係機関及び公共施設等でどのような対策を講じたのか説明をいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市のインフルエンザ発生状況及び対応策についてお答えいたします。

まず小中学校でのインフルエンザ発生状況につきましては、1月8日から1月31日までの平日17日間の発生状況を集計した結果、小学校では延べ738人、中学校では延べ385人。1日当たりの平均に換算しますと小学校44人、中学校23人の児童生徒がインフルエンザに罹患し出席停止となりました。また、1月に学級閉鎖となった学級数につきましては小学校が6学級、中学校が7学級でございました。

なお、2月に入って以降、学級閉鎖の措置を講じた小中学校はございません。

公立保育園、幼稚園のインフルエンザ発生状況につきましては、1月にはA型を中心とした発生件数が多数報告されており、つくし幼稚園では1月23日から25日まで年中クラスにおいて学級閉鎖の措置を講じたところでございます。

なお、県内感染症発生動向調査によりますと、県北保健所管内では1月第2週から1定点医療機関からのインフルエンザ報告件数が最も多くなり、第4週がピークとなっております。その後、徐々に減少している状況でございます。

次に対応策につきましては、日々の手洗い、うがいやマスク着用、予防接種等の励行、指導を行うとともに園児の保護者に対しましては、ほぼ毎日のように登録式一斉メール配信を、市民に対しましては、防災メール等の配信によりインフルエンザの注意喚起を行っております。

また、インフルエンザを発症した場合の出席停止期間を、児童生徒は発症から5日間を経過し、かつ解熱したあと2日まで、未就学児は発症から3日を経過するまでとし、状況に応じて学級閉鎖の措置を講じ、感染拡大の防止を図っております。

以上、インフルエンザの発生状況及び対応策について申し上げましたが、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 次に今後とも、毎季節ごとに、シーズンごとに同様のインフルエンザ感染の大量発生が予想される中で、市民への予防接種の助成対策を強化しなければならないと私は考えるわけなのですが、これについてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市民への予防接種の助成拡大についてお答えいたします。現在本市では、1歳から中学3年生までを対象とした子どもインフルエンザ予防接種と、65歳以上の高齢者を対象とした高齢者インフルエンザ予防接種の2つの事業を実施しております。

まず、子どもインフルエンザ予防接種につきましては、任意接種でございますので、保護者の責任においてかかりつけ医師のもと安全な接種を推奨しております。平成29年度より費用の一部として1,000円の助成を行っておりますが、平成29年度の申請率は、該当者数2,884人中、650人が申請を行い、22.5%でございました。また、平成30年度2月上旬現在の申請率は、該当者数2,773人のうち429人が申請を行っており、15.5%となっております。費用負担の助成につきましては、さまざまな方法で周知しておりますが、申請率が低い状況でございます。

続きまして高齢者インフルエンザ予防接種の定期接種につきましては、対象者を65歳以上の者、あるいは60歳以上65歳未満の者であって、一定の疾病等を有する者としております。助成額につきましては、3,500円を上限とし、それを超える額は自己負担とさせていただきます。

いており、今後も同様に実施してまいりたいと考えております。

なお、平成29年度の接種率は、対象者数9,242人のうち、5,776人が予防接種を受け、62.5%でございました。予防接種の目的には、発病を防ぐだけでなく、罹患した場合の重症化を予防する効果もあるため、接種を推奨するとともに、予防接種の動向を確認しつつ、家庭や学校、地域ぐるみで予防知識の周知徹底を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） こども医療費助成につきましては、現物給付方式ということで、現在中学校3年生まで無料化が進められております。しかしながら、このインフルエンザ予防接種は、要するに予防医療でございますので、医療行為そのものではないと。そのために、予防接種の費用が1回につき4,500円とか3,500円、これは医療機関等によって違うのですけれども費用がかかります。しかし、補助は1回1,000円でございますから、何人もの子供がいる家庭では費用負担が大変だと。そのために、インフルエンザの予防接種をやらないと、これが22%になっているのではないのでしょうか。そのために、インフルエンザにかかった、あるいは感染した児童生徒が、学校や保育所に行って拡散をして爆発的な感染につながると。これが学校閉鎖とか学級閉鎖になるわけでございますから、そしてインフルエンザにかかって医療機関にかかれば、莫大な医療費が取られますよね。

そういうものを考えた場合に、やはりインフルエンザを、要するに全額補助するのは私は当然だと思うのだけれども、ある程度保護者の負担にならないような、こういう爆発的な感染を防ぐためにも、医療費を下げるためにも、インフルエンザの予防接種の助成拡大に真剣に取り組んでいただきたいと考えるのですけれども、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） インフルエンザの予防接種に関しましては任意の予防接種なので、決して全員に受けるというわけにはいかない話だと思います。確かに受けるべき予防接種というのも国で指定されたものもあります。ですが、インフルエンザに関しては、まだそういうものではありませんので、市で全面的に推奨するというのは危険かなと私の中では思っております。また、金額の助成についてですが、正直に言って65歳以上が全額負担ではなかったのを、それを減らして子供のほうに回したような経緯もありますので、そういうところに高齢者の方々が子供の住みよいという意味で、お金をうまく分けて使わせていただいています。

それに関して、逆に全額を子供たちにするというのが本当に受けられるかどうか、その辺は難しいことになっています。今回、実は聞きましたら、どうせ医療費出るから受けない、という親までいたというのがそれがちょっと怖いなと私の中でも思っております。その辺について

は、ちょっと検討をさせていただきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） とにかく、さっきも言いましたように、医療費の高騰を防ぐためにも、医療費は全額市が払うわけでしょう。それを、費用を下げるためにも、なるべくインフルエンザワクチンの予防接種を、全額とは私は言いません。1,000円で年寄りが3,500円だと、65歳以上が。あんまりにも格差がありすぎるなと思うんです。

実際に私は保護者のほうからも、1,000円しか出ませんから、4,500円の予防接種を受けるのに3人も子供がいたら大変なので、受けなかったと。そのために学校でインフルエンザにかかって、家族みんながかかって、それを拡散というふうに広がっているんだと言われましたので、これはやはり爆発的な感染を防ぎ、医療費を下げるためにも、インフルエンザの予防接種の拡大を真剣に検討していただきたいと訴えまして、次の課題に移りたいと思います。

次は、就学援助の実施状況についてでございますが、経済的理由によりまして就学が困難な児童生徒に対し、憲法26条や学校教育法の19条に基づいて就学援助がなされているところであります。しかし、国による2013年の生活保護削減に連動しまして、就学援助基準が切り下げられまして、対象範囲が狭められたということで、東京とか政令市でそういう報告が出ているところであります。

本市につきましては、これらの影響が出ないように私どもも質問をいたしまして、他の自治体と同じように経過措置対策を行ったと記憶しておりますが、現在の要保護、準要保護世帯への入学準備金の利用状況とか、また就学援助対策はどのように進められているのか説明を求めるものであります。

さらに、家庭の事情によりまして、就学とか進学希望が失われないように、進学を希望する生徒を対象として、学習支援対策は実施されていますでしょうか。貧困と格差を断ち切り、将来に夢と希望を持てる対策の充実を求めるものであります。答弁をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは就学援助の実施状況についてお答えさせていただきます。

平成30年10月の生活保護基準の見直しに伴いまして、国は「この見直しに伴い、直接影響を受ける国の制度については、できる限りその影響が及ばないように対応する」としております。

本市におきましても、国の取り組みの趣旨を理解し、市の単独事業である準要保護児童生徒の認定について適切な対応を行っております。

就学援助の実施状況であります。新入学児童生徒に対する入学準備金につきましては、小学1年生の保護者に対し4万600円、中学1年生の保護者に対し4万7,400円を支給し

ております。

支給期間につきましては、平成29年度より、入学前の3月支給に制度を改め、平成30年度の新入学児童生徒の認定状況は、新小学1年生の保護者が8名、新中学1年生の保護者が18名であり、うち3月の支給者は新小学生の保護者が2名、新中学生の保護者が12名でありました。

一方、平成31年度の入学者に対する入学準備金につきましては、小学校1年生の保護者が7名、中学校1年生の保護者18名から申請を受けております。

周知方法につきましては、昨年度に引き続きお知らせ版とホームページに掲載するとともに、今年度は新小学校1年生を対象に、毎年10月に開催される就学時健康診断に合わせて、入学準備金支給のお知らせを配布いたしました。その結果、昨年と比較して申請がふえたものと推察しております。

また、就学援助事業における入学準備金以外の支給項目は、要保護及び準要保護で支給対象項目が違いますが、学用品、通学用品、修学旅行費、学校給食費、医療費などがあり、平成31年2月で、要保護児童生徒就学援助の認定者が5名、準要保護児童生徒の就学援助の認定者が148名となっております。今後も就学援助制度の周知を徹底するとともに、保護者の経済的負担を軽減するべく、今後も他市町の就学援助制度の動向を注視し、適切な就学援助へと改善していく所存でございますので御理解を、また御支援のほうを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 最後の質問の答弁がなかったのですが、他の自治体では、いわゆる家庭の都合によって進学希望が失われないように、進学を希望している生徒を対象にして学習支援をやっているんです。本市内ではそれが実施されているかという質問をしたのですが、それが一つ。

あと、さっきのインフルエンザに戻るのですが、生活保護受給者はこのインフルエンザの4,500円の補助が出るんですね。だから、そういうことで言いますと、就学援助対象者の方のインフルエンザも補助対象になるのでしょうか。その2点を答弁をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 就学支援ということで、高等学校、専門学校、短大と大学というようなことで奨学金の給付はしております。高校生につきましては年額10万円。短大、専門学校、大学については年額20万円で、給付型の奨学金を行っております。

その他、平野奨学金というのが実はございまして、そちらは高校生について10万円の給付という状況で行っております。

インフルエンザの補助というか、支援については、今回の医療費というのはあるのはあるのですが、こちらの歯のほうの、医療費というようなことで、こちらインフルエンザのほうの費用は入っておりません。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 私の質問の説明が悪かったと思うんですが、進学を希望されている、これは中学生だと思うのですが、簡単に言うと希望する進学をされているかどうか。まず1点。

他の自治体では、そういう子供を対象に、公民館みたいなものを使って進学のための学習指導をしているというのがあるんです。本市はまだそれをやられていないのかな。だからその辺どうなっているか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 似たような形ではありませんが、サタデースクールというのを実施してきておりますが、これについては対象が違いますので、進学のためということでは実施しておりません。

中学生の高校進学については身体的、精神的状況で進学を断念したお子さん以外はほぼ、行きたい高校に全部入っているかというのはまた別ですが、進学はしております。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。

ぜひ、いろいろ格差と貧困、それを断ち切って将来に夢と希望の持てる対策の充実のために献身的な努力をお願いしたいと思います。

最後に、烏山城の確認調査と国史跡指定に向けた対策についてお尋ねをいたします。

烏山城をテーマとする質問につきましては、昨年12月定例会市議会に続き連続しての質問となります。私は質問が下手なので、時間がなくなってしまって、質問が残ってしまうのでまたやります。

昨年は烏山城築城600年記念事業を実施いただきまして、この事業開催を提唱した1人として感謝を申し上げます。しかしながら烏山城関連の記念イベントも一過性のものにしてはならないと私は考えます。

特に現在進められております烏山城確認調査も道半ばであり、那須宗家の本城であり、600年もの歴史を持つ栃木県有数の城史跡でありますので、そこで質問いたします。

現在進められております烏山城確認調査のこれまでの進捗状況及び今後の調査の進め方、確認調査はいつまでに完了、終了する予定なのか。その費用につきましても国、県の助成は今後も見込めるのか伺うものであります。

さらに、県内有数の烏山城の国史跡に向けた取り組みや、対応策及び国史跡指定に向けたス

ケジュール等が決まっていれば説明をいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 時間もありませんので、前置きは、なしで説明をさせていただきます。烏山城跡確認調査につきましては、平成21年度から平成25年度にかけて古本丸及び本丸の調査を行い、概報を発行してございます。

平成28年度からは釜ヶ入口、西城及び中城の調査を行い、中世から近世の遺構の確認を進めるとともに、あわせて地形測量と図化並びに絵図面及び文献の調査を進めてまいりました。今後の調査の進め方といたしましては、調査研究会による適切な指導を受けながら、平成31年度には中城及び北城の確認調査を、西暦2020年度には補足調査を行い、出土品の整理、検討及び資料作成を実施し、報告書を刊行する予定でございます。

国史跡指定に向けた取り組みといたしましては、地権者や関係機関への説明を行い、指定へ向けての同意を進めてまいります。あわせて、指定後の適切な管理を図るために保存活用計画策定を準備しており、国史跡申請書類を整え文化庁や県等に協議を重ねております。2021年度を目途に申請を目指しておりますので、どうか御理解と御支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 烏山城は本丸、小本丸等で五城三郭で構成しておりまして、東西約350メートル、南北約400メートル、栃木県を代表する山城の一つであります。この城跡がほぼ民有地だったために手付かずで今残っております。東日本大震災によって石垣とか土塁の一部も崩壊を受けましたが、この現状の記録保存も急務となっております。

この烏山城につきましては、築城600年記念イベント開催と前後しまして、観光客やハイカーなどが多く訪れております。しかし、城史跡の敷地においてやぶが生い茂っておるところもありまして、城山への侵入は八雲神社横から、あるいは七曲、十二曲、滝田の東江神社のところとか、釜ヶ入口からの侵入路などがありますけれども、場所によっては、特に十二曲ですか、豪雨の被害が残っておりまして、山から水が出ていて、そこを歩くのは非常に不自由だということもあります。市内外から多くの人々が訪れるわけでございますので、学校教育の場としても入るところでございますので、国の史跡指定を目指していますので、速やかな整備を図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） 整備につきましては、前からいろいろと申し上げておりますが、この地の利というか城の形状、これが非常に重要な史跡であるということで、今のところそれを残した形の整備を考えての想定でございます。今現在は急ピッチで調査を進めており

まして、調査に必要なということで、草刈りをしたり、竹やぶの整備をしたり、倒木の伐採をしたりで結構お金と労力をかけてやっております。去年実施しました600年記念イベントに向けて、ジオサイトの一部ということで、そのほうの支援も受けながら実施したところございまして、引き続き草刈り等の整備は当面進めていく予定でございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。この600年記念イベントの中で、市民の皆さんからさまざまな、私のほうにもいろいろ意見が寄せられておりまして、烏山藩の領内ではなかった大金の南那須庁舎に、大田原藩、宇都宮藩なのかな、烏山城というのぼりが立っております。烏山城の入口にはのぼりが無い。どうなっているんだというような問題とか。

あるいは、進入路を案内してもらったのだけれども、毘沙門山に上がるところから案内されたので、城山まですごく遠かったとか。さまざまな批判が出ております。

いずれにしても、山登りに慣れていない観光客の目線で考えていただきたいと思うのですが、問題は烏山城がいかによろしいかというのは、やっぱり説明を聞かないとよくわからないと思うのです。そういう意味では、烏山城のガイドボランティア育成が非常に重要ではないかなとは思いますが、佐野の唐沢山城なんかは、毎年数回定期的な案内をされているので、11月週末にはボランティアで唐沢山城の中身を案内しているというのがありますので、本市においても、特に高校生にもこの案内ガイドができるように養成をしまして、城山のガイドボランティア育成に努めていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） 文化振興課の立場で申し上げますと、現在調査、国史跡に向けたところにまずポイントを絞っておりますので、細かい皆さんの旅行者というか、そちらに十分なサービスができるかというところちょっと厳しい状況ではございます。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、ジオサイトというくくりでジオサイトのほうのガイド養成をしております。そこで烏山城もテーマにいたしまして、いろいろ御協力をいただいているという経緯はございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 国史跡を目指す城跡としましては、いわゆる記念講演みたいなものを毎年開催しているような、さっき言ったような唐沢山城もそうですが、群馬県の金山城とか、茨城県の小田城とか、真壁城とか、笠間城とかそういうところもあるようなので、ぜひその辺をやっぱり市民への理解を求める運動も進めていただきたいと思うのです。

学校教育の場では先ほども質問に出ましたが、烏山城の史跡を活用した学校教育などはどのように進めているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 先ほども質問というか中にありましたが、今後現地での説明を含めて、学校の中で地域共同教育の一環として進めてまいりたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） ぜひ副読本なんかもつくって、小学生や中学生がよくわかるような、高校でも、ボランティアガイドができるように養成をしていただきたいなと思います。

時間がないので最後の話になりますが、江戸幕府の寺社奉行を務めた烏山城主の永井伊賀守が、那珂川町の小川の恩田に御霊神社というのがあるんです。そこに銅の香炉を寄進しているんです。これは銅の香炉には漢文で書いてあるのですが、今は烏山城、もとは川東の下境村にありというふうに刻まれているんです。だから、烏山城から見れば川の向こうの下境にお城があったんだよと、烏山城主が彫っているんです。したがって、この烏山城の調査研究も必要ですが、加えて今後の検討課題ですが、下境の稲積城の史跡保存についても検討をお願いして質問を終わります。

○議長（沼田邦彦） 以上で17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は2月28日午前10時に開きます。本日はこれで散会いたします。大変お疲れ様でございました。

[午後 2時46分散会]